

福祉社会学会 第23回大会

報告予稿集

期日：2025年 6月28日(土)–29日(日)

会場：関西学院大学(西宮上ヶ原キャンパス)G 号館

お問い合わせ

福祉社会学会第11期研究委員会 委員長 三井さよ

[大会事務局所在地]

〒194-0298 東京都 町田市 相原町4342

法政大学 社会学部

■ 第 23 回福祉社会学会大会 プログラム
2025 年 6 月 28 日（土）・29 日（日）
会場：関西学院大学（西宮上ヶ原キャンパス）G 号館

◇第 1 日目 6 月 28 日（土曜日）

10:30—11:30 研究委員会 【208】

11:30—12:45 理事会 【209】

12:30 受付開始

13:00—15:30 自由報告

【第 1 部会】 子ども・家族・育ち 【203】

司会：松木洋人（早稲田大学）

1. 社会的ニコチン依存度に影響する要因—社会関係の役割—
池田裕（法政大学）
2. 母子世帯の母親の就労と子どもへの虐待経験 —子育て世帯全国調査を用いた検証—
夏天（国立社会保障・人口問題研究所）
3. ひとり親男性のケア実践における男性性の解釈実践
谷本成星（大阪大学大学院）
3. 助産院における食事支援の検討 —協働をめぐる支援者たちの工夫と課題—
江島ゆう花（日本女子大学）

【第 2 部会】 介護・支援と制度 【204】

司会：大岡頼光（中京大学）

1. 放課後等デイサービスと R6 年度制度改定—支援者らの回顧的・情動的な語りを事例に—
志田圭将（北星学園大学大学院／日本学術振興会）
○白石恵那（東京大学大学院）
江頭早紀（津田塾大学大学院）
2. ドイツの高齢者介護の職業訓練における理論学習と実習とのずれに関する一考察
—看護介護専門学校を対象とするインタビュー調査から—
鈴木由真（関西学院大学）
3. 四年制大学における合理的配慮の規定への対応状況と課題 —大学調査結果を踏まえて—
山村りつ（日本大学）

15:30—15:45 休憩

15:45—18:15 自由報告

【第3部会】 地域と支援ネットワーク【203】

司会：田中里美（都留文科大学）

1. 若者を対象とした居住支援の内容と重要性に関する考察
—居住支援法人と居住支援団体への調査から—
鄭馨（千葉大学大学院）
2. つながりすぎない「協働」 —実践者の支援ネットワークの意味づけに着目して—
桑山碧実（大阪大学大学院）
3. 移動困難者の地域自立生活を支える福祉有償運送の課題 —NPO 法人 B のケーススタディー—
畠山明子（星槎道都大学）
4. 市町村における地域包括支援センターの設置動向
杉浦真一郎（名城大学）

【第4部会】 言説・歴史・理論【204】

司会：桑畑洋一郎（山口大学）

1. 「声」が聴かれてきた/聴かれてこなかった子どもたち—『子どもの声』言説の変遷の記述—
赤城拓（京都大学大学院）
2. 地域福祉の政策化にともなう事例の言説分析—未解決の生活課題をめぐる言説の不在—
松端祐介（京都大学大学院）
3. 福祉社会学における政策史研究の在り方の検討—副田義也のアプローチを基盤として—
中野航綺（日本大学）
4. 福祉とワークフェアの連続性—Piven and Cloward 理論をもとに—
小林勇人（日本福祉大学）

◇第 2 日目 6 月 29 日（日曜日）

午前の部

9:00 受付開始

9:30-11:30 自由報告

【第 5 部会】 格差・貧困【203】

司会：丸山里美（京都大学）

1. 子ども食堂言説にみる deservingness の問題—Q&A コミュニティサイトの投稿から—
豊島伊織（京都大学大学院）
2. 持続可能なホームレス支援とは ー民間非営利セクターへのインタビューからー
○松崎良美（青森県立保健大学）・岡本菜穂子（上智大学）
グライナー智恵子（神戸大学）・金田美穂（株式会社ミヒータ）
3. 母子世帯における所得と暮らし向き評価の趨勢的变化
稲葉昭英（慶應義塾大学）

【第 6 部会】 当事者性・生活実践・コミュニティ【204】

司会：本多康生（福岡大学）

1. 母親から支援者への変化のプロセスー発達障害児の親の会運営者の語りからー
栗田朋香（京都大学大学院）
2. 脳性まひ児・者の生活再構築プロセスー当事者の語りの分析からー
酒井宏美（九州大学大学院）
3. 沖縄県・大阪府におけるハンセン病療養所退所者の集団的実践について
ー回復者の会の成立のプロセスと活動内容に着目してー
千歩弥生（中央大学大学院）

総会・昼食（11:45-12:45）【202】

会長講演（12:45-13:15）【202】

社会分析のための福祉社会学

高野和良（九州大学）

午後の部

13:30－16:30 シンポジウム

「地域を生きる／地域と生きる ―排除を前にして何ができるか―」【202】

司会：御旅屋達（立命館大学）・大日義晴（和洋女子大学）

討論者：三井さよ（法政大学）

【第1部】

企画趣旨説明

1. 併存性障害を有する人の『(老い) 衰えゆくこと』を支える

―IARSA でのフィールドワークを通じた考察―

相良翔（埼玉県立大学）

石橋康（NPO 法人茨城依存症回復支援協会）

2. 『ケアの倫理』は何を包摂しないのか？―他害・触法の障害支援から経験的・批判的に再考する―

樋口拓朗（東京大学大学院）

3. つながりの中で生きる ―『抱樸館北九州』での支援を事例として―

稲月正（北九州市立大学）

4. 認知症とともに生きる場所について考える―排除／包摂の二項対立を超えて―

浮ヶ谷幸代（自治医科大学客員研究員）

【第2部】

パネル・ディスカッション

【大会の参加方法・要旨集および配布資料の入手方法】

・本大会は、対面開催です。また、参加費については事前徴収のみとさせていただき、当日の窓口でのお支払いは受け付けておりませんのでくれぐれもご注意ください。つきましては、ご参加される方は期日までに所定の口座まで参加費をお振り込みいただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

・要旨集は、印刷物としては配布いたしません。学会公式サイト (<http://www.jws-assoc.jp/>) にて大会 1 カ月前を目途に掲載いたしますので、事前にご自身でダウンロードもしくは印刷してください。なお、ダウンロードしたファイルを読むためのパスワードは、福祉社会学会 ML にてお知らせいたします。見逃さないようご注意ください。

・各報告の配布資料は、事前にクラウドにアップされたものについては、事前にご自身でダウンロードもしくは印刷してご持参ください。クラウドへのリンクは、大会前日までに ML にてお知らせいたします。

・建物内での Wi-Fi の利用については、eduroam 利用資格を持っている他大の方は、本学の無線 LAN を利用することができます。それ以外の方は、携帯用 Wi-Fi ルータをご持参されるなど、各自で Wi-Fi 環境の確保をお願いします。

<eduroam 利用方法>

1. 無線 LAN の一覧で「eduroam」を選択します。
2. 下記 ID とパスワードを入力すると Wi-Fi にアクセスできます。

ID

eduroam-guest-001@kwansei.ac.jp

パスワード

nJ9zQwa4

【会場案内】

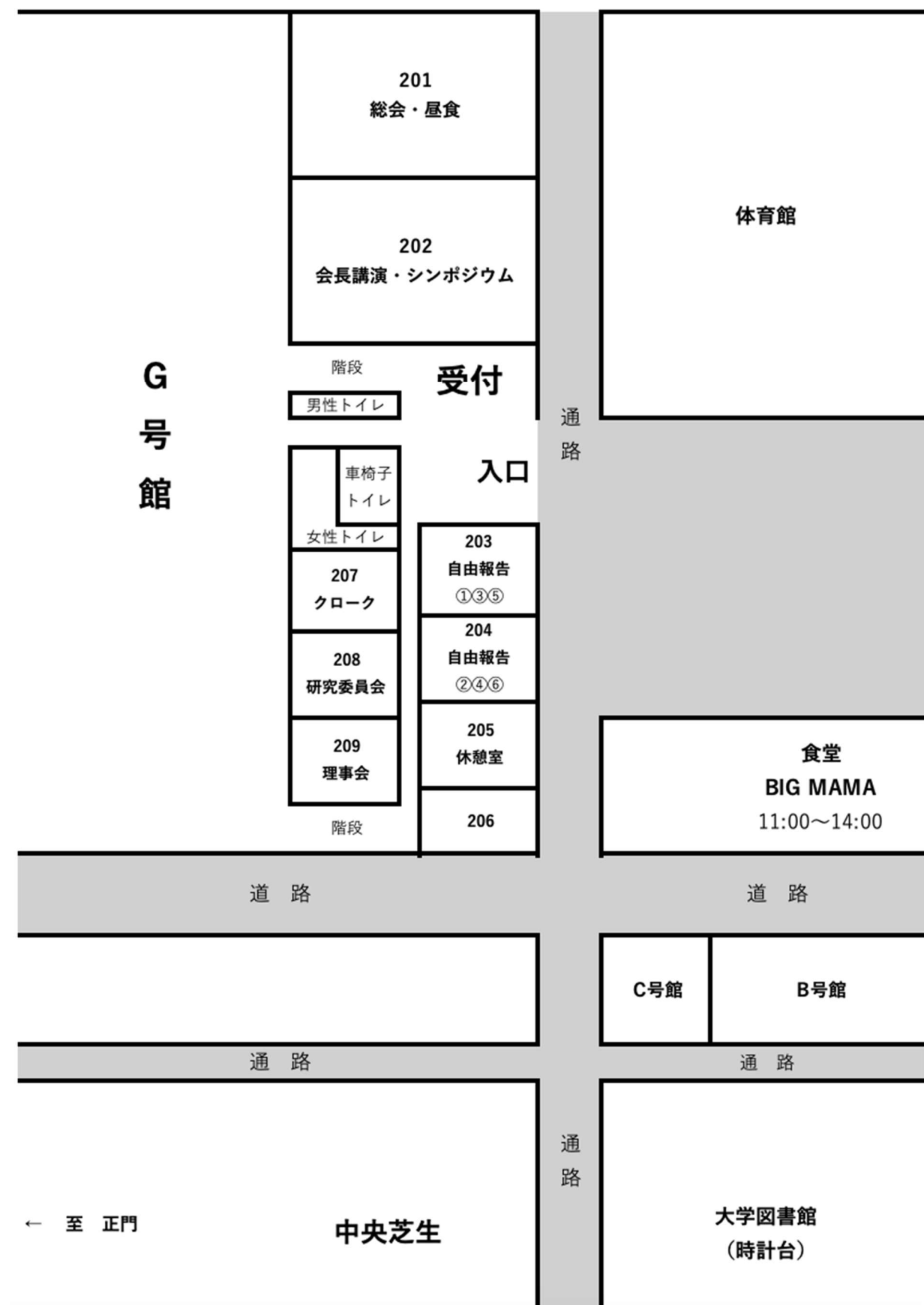
・会場の G 号館から至近の場所に大学生協が運営する「食堂 BIG MAMA」（次ページの地図を参照）があり、両日 11:00～14:00 の時間帯で営業しています。

関西学院大学西宮上ヶ原キャンパス G 号館 2 階 〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町 1-155

<主要路線からのアクセス>

- ・阪急電鉄今津線 甲東園駅下車、徒歩 12 分
(甲東園駅から阪急バスに乗ると約 5 分で停留所「関西学院前」に到着します)
- ・阪急電鉄今津線 仁川駅下車、徒歩 12 分。

G号館 2階 案内図



社会的ニコチン依存度に影響する要因

—社会関係の役割—

池田 裕 (法政大学)

本研究は、社会的ニコチン依存度に影響する要因を調べることによって、個人が喫煙への寛容性を持つための条件の理解を深める。社会的ニコチン依存度は、加濃式社会的ニコチン依存度調査票で測定される。これは、「喫煙者の心理的ニコチン依存の認知的症状(タバコの効用の過大評価や害の過小評価など)が、周囲の非喫煙者や子供にも波及し、組織や社会がタバコの効用などを誤認識する状態」(吉井ほか 2010: 273)を測定するために設計された。10項目の合計得点は、「非喫煙者でも、喫煙を擁護したり受動喫煙に寛大な態度をとる人では高値になる」(吉井ほか 2010: 273)。そのような社会的ニコチン依存度に影響する要因として、本研究は社会的属性だけでなく社会関係にも注目する。社会的相互作用の機会、他人の行動に関する知識を増やす。特に、親しい人との定期的な接触は、その人の行動を見る機会を増やすので、その行動は個人にとって自然なものとなる可能性が高い。それゆえに、親しい人がタバコを吸うのを見る機会が多い人ほど喫煙に寛容だと考えられる。本研究は、喫煙者とのつながりが強い人ほど社会的ニコチン依存度が高いという仮説を立てる。

分析には、2025年3月に行われた「健康と福祉に関する調査」のデータを使う。この調査は、株式会社マクロミルの登録モニターから抽出された20歳から69歳までの人を対象としたインターネット調査である。一連の質問には欠損値がないので、分析の対象は3,730人の回答者のすべてである。

従属変数は、社会的ニコチン依存度である。回答者は、「あなたは以下の意見についてどう思いますか」と尋ねられる。項目は、「タバコを吸うこと自体が病気である」(項目1)、「喫煙には文化がある」(項目2)、「タバコは嗜好品(しこうひん: 味や刺激を楽しむ品)である」(項目3)、「喫煙する生活様式も尊重されてよい」(項目4)、「喫煙によって人生が豊かになる人もいる」(項目5)、「タバコには効用(からだや精神に良い作用)がある」(項目6)、「タバコにはストレスを解消する作用がある」(項目7)、「タバコは喫煙者の頭の働きを高める」(項目8)、「医者はタバコの害を騒ぎすぎる」(項目9)、「灰皿が置かれている場所は、喫煙できる場所である」(項目10)である。回答カテゴリは、「そう思う」、「ややそう思う」、「あまりそう思わない」、「そう思わない」である。社会的ニコチン依存度が高い人は「タバコを吸うこと自体が病気である」という意見に賛成しないと考えられるので、項目1は逆転項目とみなされる。本研究は、社会的ニコチン依存度が高い人ほど高い値を取るように、回答者に0から3までの点数を割り当てる。

独立変数は、性別、年齢、教育年数、喫煙習慣、喫煙者とのつながり、従業上の地位である。性別に関しては、回答者が女性であるかどうかを示す二値変数を使う。年齢は20から69までの値を取る。教育年数は9から18までの値を取る。喫煙習慣に関しては、「喫煙者」と「前喫煙者」の二つの二値変数を使う。参照カテゴリは「非喫煙者」である。喫煙者とのつながりに関して、回答者は「あなたは以下のことについて、どう思いますか。ご自身についてお答えください」と尋ねられる。項目は、「子どもの頃に、父親がよくタバコを吸っていた記憶がある」、「子どもの頃に、母親がよくタバコを吸っていた記憶がある」、「よくタバコを吸う配偶者がいる」、「よくタバコを吸う子どもがいる」、「よくタバコを吸う親しい友人がいる」である。回答カテゴリは、「当てはまる」、「やや当てはまる」、「あまり当てはまらない」、「当てはまらない」である。本研究は、喫煙者とのつながりが強い人ほど高い値を取るように、回答者に0から3までの点数を割り当てる。従業上の地位に関しては、「自営」、「非正規雇用」、「失業」、「無職」、「学生」の五つの二値変数を使う。参照カテゴリは「正規雇用」である。

方法論的には、本研究は探索的因子分析と線形回帰を行う。探索的因子分析には、社会的ニコチン依

存度の因子が全項目のあいだの相関を説明すると仮定する1因子モデルを使う。推定には、適合度指標の使用を考慮して、最尤法を使う (Conway and Huffcutt 2003)。適合度指標はRMSEAである。RMSEAの値が0.06を下回ると、モデルの適合度が高いと考えられる (Hu and Bentler 1999)。線形回帰は、10項目の合計得点と、探索的因子分析で抽出された因子を独立変数の関数として表す。ソフトウェアはR version 4.5.0である (R Core Team 2025)。探索的因子分析には、psychパッケージを使う (Revelle 2025)。

10項目を含む探索的因子分析によれば、RMSEAの値が0.088であるので、1因子モデルはデータにうまく適合しない。10項目を用いて、社会的ニコチン依存度が一次的に測定されると仮定するモデルは支持されない。それゆえに、本研究は因子負荷量が小さい項目を一つずつ削除する。結果として、データによく適合するモデルを作るには、項目1、項目3、項目6、項目9、項目10を削除する必要がある。裏を返せば、項目2、項目4、項目5、項目7、項目8を用いて、社会的ニコチン依存度が一次的に測定されると仮定するモデルが支持される。5項目を含む探索的因子分析によれば、RMSEAの値が0.023であるので、1因子モデルはデータによく適合する。先行研究は10項目の合計得点を従属変数とするので、10項目の合計得点の使用は結論の比較可能性を高める。他方で、10項目のすべてが社会的ニコチン依存度を測定する項目としてよく機能するとはいえない。本研究は、10項目の合計得点と5項目の因子得点の両方を従属変数とすることによって、独立変数の効果が従属変数を測定する方法に対して頑健であるかどうかを調べる。

線形回帰によれば、喫煙習慣と喫煙者とのつながりの効果は従属変数を測定する方法に対して頑健である。喫煙者と前喫煙者は非喫煙者よりも社会的ニコチン依存度が高く、特に喫煙者の効果大きい。母親の喫煙の効果は統計的に有意でないが、父親の喫煙、配偶者の喫煙、子どもの喫煙、親しい友人の喫煙は有意な正の効果を持ち、喫煙者とのつながりが強い人ほど社会的ニコチン依存度が高い。これは本研究の仮説を支持する。

文献

- Conway, James M. and Allen I. Huffcutt, 2003, "A Review and Evaluation of Exploratory Factor Analysis Practices in Organizational Research," *Organizational Research Methods*, 6(2): 147-68.
- Hu, Li-tze and Peter M. Bentler, 1999, "Cutoff Criteria for Fit Indexes in Covariance Structure Analysis: Conventional Criteria versus New Alternatives," *Structural Equation Modeling: A Multidisciplinary Journal*, 6(1): 1-55.
- R Core Team, 2025, *R: A Language and Environment for Statistical Computing*, Vienna: R Foundation for Statistical Computing.
- Revelle, William, 2025, *psych: Procedures for Psychological, Psychometric, and Personality Research*, R package version 2.5.3.
- 吉井千春・井上直征・矢寺和博・野口真吾・清水真喜子・浦本秀隆・花桐武志・迎寛・安元公正, 2010, 「加濃式社会的ニコチン依存度調査票 (KTSND) を用いた日本肺癌学会総会参加者の社会的ニコチン依存の評価」『肺癌』50(3): 272-9.

母子世帯の母親の就労と子どもへの虐待経験

—子育て世帯全国調査を用いた検証—

夏 天(国立社会保障・人口問題研究所)

1. 目的

本研究は、子どもへの虐待的行為に着目し、家族構造および就業形態の効果を明らかにすることを目的とする。子どもへの虐待的行為は、子どものウェルビーイングに深刻な影響を及ぼす子ども期の不利経験の1つである。近年、児童相談所における児童虐待相談件数は年々増加しており(厚生労働省 2024)、児童虐待への社会的関心が高まっている。一方で、子どもへの虐待的行為を把握できる社会調査データは稀少であり、その実態に関する計量的な研究は依然として少ない状況にある。

アメリカの先行研究では、ひとり親世帯に児童虐待が多いこと、また、二人親世帯の専業主婦に比べて母子世帯の有職母親に多いことが明らかにされている(Berger 2004)。近年の日本の研究では、「時間の貧困」、すなわち労働時間が長い家庭生活に最低限必要な家事・育児などの時間が不足する状態に注目が集まっている(石井・浦川 2018)。二人親世帯の母親に比べて、母子世帯の母親が「時間の貧困」のような状況に陥りやすいと考えられる。日本の人口のトレンドの一つとして、離婚率の上昇および母子世帯の増加が挙げられる(Raymo et al. 2004)。また、有配偶女性の就業率も上昇しており、とくに母子世帯の母親の就業率は80%以上という高い水準を維持している(厚生労働省 2022)。一方で、ひとり親世帯の貧困率は2021年に44.5%と依然として高いレベルである(厚生労働省 2024)。日本の母子世帯の母親は貧困の問題を抱えながら、就労と育児の困難に直面している可能性がある。

一方で、ひとり親世帯や母親の就労状況に着目することは、対象者をラベリングしてしまうという批判がありうるが、本研究では、その背後にある社会的な文脈に注目したい。現在の日本社会における児童虐待の影響要因をデータによって適切に把握するうえで、家族形態の多様化や女性の就業継続の増加といった背景に対応した政策の検討が重要であると考ええる。

以上により、本研究では子育て世帯全国調査の個票データを用いて、母親の就労が子どもへの加虐経験に対する影響について、身体的虐待(行き過ぎた体罰)およびネグレクト(育児放棄)の2つの側面から検討する。また、母親の就労が子どもへの加虐経験に対する効果が、母子世帯と二人親世帯で異なるかについても検討する。

2. 仮説

以下の3つの仮説のもとに検証を行う。

- ① 専業主婦に比べて就労時間が長く、育児時間が短い有職の母親は、「育児放棄行為をとった経験がある」と回答しやすい。
- ② 非正規雇用で働く母親は収入が少ないため、正規雇用で働く母親に比べて育児資源を外部から調達しにくいことや、育児役割のアイデンティティを比較的強く持つことから、「育児放棄行為をとった経験がある」と回答しやすい。
- ③ 有職のひとり親世帯の母親は、有職の二人親世帯の母親よりも就労時間が長く、就業時間の調整が難しいため、「育児放棄行為をとった経験がある」と回答しやすい。

3. データと変数

分析に用いるデータは2011年から2022年の子育て世帯全国調査の合併データである。本調査は、児童虐待の発生要因に関する計量分析に利用可能な、日本国内の数少ない社会調査データの1つである。

この調査は、2011年の第1回調査から2020年の第6回調査まで、子どもへの加虐経験について、身体的虐待(行き過ぎた体罰)の経験およびネグレクト(育児放棄)の経験を尋ねている。児童虐待は全体的な発生率が低く、本データに観察された加虐経験の発生率は1割未満と低いが、6回の調査の合併データを用いることで、計量分析に耐える十分なケース数を確保できるというメリットがある。

子どもへの加虐経験は過去の経験を尋ねており、児童虐待が子どもの小さい頃に発生しやすいことを考慮し、現在の生活状況や就労状態とのずれを最小限に抑えるため、対象サンプルを末子年齢が12歳以下のケースに限定した。分析対象は、母子世帯および母親回答の二人親世帯で、末子年齢が12歳以下、使用する変数に有効回答が得られた7,619ケース(うち被雇用者は5,022ケース)である。父子世帯および父親回答の二人親世帯は分析から除外した。

使用する変数について、(1)従属変数は、子どもへの虐待的行為の経験について、①「行き過ぎた体罰の経験」の有無と②「育児放棄行為をとった経験」の有無の2つを検討する。(2)独立変数は、母子世帯ダミーおよび母親の就労状況である。母親の就労状況については、①就労の有無、②正規雇用就労者かどうか、③一社継続型キャリアかどうかの3つを用いる。

4. 結果

多変量解析を行った結果、以下の知見が得られた。第1に、母親の就労はネグレクト経験にのみ有意な関連が示された。仮説1は支持された。第2に、正規就労や一社継続型就労がネグレクトに不利な効果をも与えるわけではないため、仮説2は部分的に支持された。第3に、母子世帯では加虐経験が有意に高いことが示されているが、就業が加虐経験に与える効果がとくに母子世帯で大きいとは言えない。仮説3は支持されなかった。母親の家庭責任意識は、就業の有無にかかわらず社会規範によって内面化されており、働く母親たちは、就業することで子育てを十分にできないと感じ、「罪悪感」を抱く可能性がある。共働き家庭が子育てをしやすい環境を整えるためには、男女共に育児期の短時間勤務制度などの育児支援政策の利用を進め、女性の育児負担を軽減する必要がある。

付記

本研究は労働政策研究・研修機構の第5期プロジェクト研究「多様な人材と活躍に関する研究」内の「第6回子育て世帯全国調査プロジェクト研究会」における研究成果に基づいている。二次分析にあたり、労働政策研究・研修機構から当該研究会の委員として個票データの提供を受けた。本研究は、JSPS 科研費 23K01777 の助成を受けている。

主要文献

- Berger, M. Lawrence (2004) "Income, Family Structure, and Child Maltreatment Risk," *Children and Youth Services Review*, 26, pp.725-48.
- 石井加代子・浦川邦夫(2018)「所得と時間の貧困からみる正規・非正規の格差」阿部正浩・山本勲編『多様化する日本人の働き方—非正規・女性・高齢者の活躍の場を探る』第3章、慶應義塾大学出版会。
- Raymo, M. James, 2004, "Marital Dissolution in Japan: Recent Trends and Patterns," *Demographic Research*, 11(24):395-420.

ひとり親男性のケア実践における男性性の解釈実践

谷本 成星 (大阪大学大学院)

本報告は、父子家庭における父親である「ひとり親男性」の子どものケアに対する認識に着目し「男性であること(男性性)」がどのようにケア実践に影響を与えているのかについて論じたい。

1. 問題の所在

「父子家庭」が学術分野における研究テーマの俎上に上がって、40年ほど経った。児童扶養手当の「改正」におけるさまざまな流れはありつつも、2010年8月に初めて父子家庭が児童扶養手当の対象となったが、父子家庭の生活の実態はいまだ多くのことが明らかにされていない。藤原(2010)によると、父子家庭は母子家庭に比べ絶対数が少ないことから、母子家庭に比べると父子家庭の実態や抱える課題などが明らかになっていないとされている。しかし、報告者は絶対数のみが父子家庭の社会的・研究的関心の俎上にあがらなかった理由と考えない。それは、「男性であること」と「ケア」の関係が構築されていなかったことを議論に含める必要があると考えるからである。性別分業の根強い日本社会において、ケア実践者は自らのジェンダーを意識せざるを得ない。とりわけ、稼得役割を担い、ケア責任から免責されやすい「男性」として、ケアを中心とした生活への参入は大きな障壁がある。また、ケアの実践方法と実践者のジェンダーも関係が深い。本報告における「ケア」の定義は、メアリー・デイリー(2001:37)による「依存的な存在である成人または子どもの身体的かつ情緒的な要求を、それが担われ、遂行される規範的・経済的・社会的枠組みのもとにおいて満たすこと」を用いる。つまり、ケアの受け手と与え手の関係は、物質的・文化的文脈によって条件づけられており、他者の生活・生存を支えるにはモノ・カネといった物質的資源が必要であり、また、何が「適切なケア」になりうるかは当該社会の知識や規範にも左右される(平山2017)。例えば、令和三年度ひとり親世帯等調査によると、父子世帯の平均年間収入は515万円であり、母子家庭のそれは272万円と、物質的な資源に違いがある。しかし、この資源量の違いは「適切なケア」に直接結びつくわけではない。ひとり親男性がケアをするということは、母性愛神話のような「母親」こそが「適切なケア」を提供できると考えられる文化的文脈に影響を受けるため、物質的・文化的文脈の複雑な連関がひとり親男性の前に立ちちはだかることになるのである。本研究は、このような問題意識に基づき、ひとり親男性自身がジェンダー(とりわけ男性性)をどのように参照しながらケアを可能にしているのかという生活世界を検討するものである。

本研究の知見は、主に二つの点で重要と考える。一つ目は、ひとり親男性の生活世界を明らかにし、経済的援助に限らないひとり親への支援のあり方をジェンダーの視点を持って再検討する重要性を示す点である。二つ目に、一人手に仕事とケアの調整と責任を担うひとり親男性の経験から、「男性」のケア推進の前提にある「女性」の関係性を括弧から外した時に見える、男性の主體的なケア参加の困難や葛藤を明らかにし、今後の男性のケア推進政策の一助となると考える点にある。

2. 方法

埼玉県在住の3名のひとり親男性に半構造化インタビュー調査を実施した。本調査の「ひとり親男性」の定義は「母のいない児童(満20歳未満)を養育する父」である。3名の中には、死別による父子家庭形成も、離別による形成も含まれる。インタビュー対象者とは報告者を中心としたスノーボールサンプリングを用い接触した。調査期間は2022年11月から2023年11月の1年の間で実施した。インタビューは一回1時間半から3時間で行い、必要に応じて複数回の追加調査を行った。質問項目は、父子家庭形成前後の仕事と家事・育児の調整、家計状況、フォーマル/インフォーマルな支援の利用実態、を中心に伺った。

3. 結果

本研究で明らかになったことは主に三つの点にある。①ひとり親男性のケア実践において「男性であること(男性性)」は自身のケアを肯定的にも否定的にも解釈可能にする両義性を持つこと。②父子家庭形成前の夫婦の分業体制が、形成後のケア責任の認識に影響を与えること。③ジェンダーの解釈実践は親族外の支援ネットワークの活用度合いに影響を与えること。

まず、一つ目について、ひとり親男性にとって「男性」であることは、自らのケアの困難を説明可能にするために用いられることが多々あるが、時に自らの経済的な面でケアの見通しを説明可能にするためにも用いられることもあった。否定的な面では、女性を「情緒的」な存在とみなし、子どもへの愛情の不足や子どもとの対話の難しさについて、男性としてのケアの困難を語っていた。一方で、親権をめぐる話し合いや、宅食のようなケアの外部化を可能にする上で、自らの経済的な優位性が用いられることもあり、それは男性であることと結びついていた。

二つ目に、妻と明確な性別分業体制を築いていたひとり親男性は、父子家庭形成前に仕事と家事・育児に積極的に参加していたひとり親男性に比べて、ジェンダーを参照したケア認識の葛藤経験が大きかった。これは、稼得役割を多く担っていたひとり親男性は、父子家庭となり仕事の量を減らし、家事・育児のコミットメントを増やす必要があり、その調整幅の大きさにも影響を受ける。移行過程では、仕事とケアの両負担が同時に増加する場面もあり特に厳しい状況に立たされていた。

三つ目に、ひとり親男性が親族外に援助を求めるにはジェンダーの再解釈が必要であった。地域で見られるケアコミュニティの多くは女性を中心に形成されており(ママ友、PTA等)、ひとり親男性にとって参入障壁が大きい。「男性であること」の意味づけの大きいひとり親男性にとって、「女性にはこの辛さがわからない」という解釈を可能にし、サポートネットから自ら離れていく要因となっていた。

4. 考察

本研究は、妻という強固なケアの委任先を失った経験を持つ男性を通じて「男性性とケア」の関係性が再生産・編成されていく過程を描いた。日本社会に根強い、男性が仕事を中心に担い、ケア責任の免責を正当化される男性性は、同じ「男性」であるひとり親男性にとって異なる効果を持つ。その男性性は、多くの場合、ひとり親男性のケアの困難や葛藤の要因として用いられるが、時に逆手にとって男性によるケアを可能にする解釈枠組みの変化を生み出すのである。性別分業のように固定的なジェンダー観は無敵ではなく、状況に合わせてジェンダーの解釈実践が行われること(West & Zimmerman 1987)がひとり親男性のケア実践から見えてくる。だからこそ、ひとり親男性の生活世界の解明が、男性のケア推進の枠組み形成に対し、新たな視座の提供に結びつくとも報告者は考える。ただし、同時に、ひとり親男性の不可視化(孤立)は「男性性とケア」の社会的文脈によって強化されているとも言える。ジェンダーの視点を踏まえたひとり親(男性)への支援の拡充が急務である。

文献

Daly, Mary, 2001, *Care Work: The quest for security*, International Labour Office.

平山亮, 2017, 『介護する息子たち 男性性の死角とケアのジェンダー分析』勁草書房

藤原千沙, 2010, 「ひとり親世帯をめぐる社会階層とジェンダー」木本喜美子・大森真紀・室住眞麻子編『社会政策のなかのジェンダー』明石書店, 136-157

West, C. & Zimmerman, D., 1987, "Doing Gender", *Gender and Society*. 1(2): 125-151

助産院における食事支援の検討

—協働をめぐる支援者たちの工夫と課題—

江島 ゆう花（日本女子大学）

1. 問題の所在

本報告の目的は、産後ケア事業を実施しているA助産院において、産褥期の母親を支援する者たちが協働するあり方を、食事を用意にする支援に着目して、参与観察と支援者へのインタビュー調査から明らかにすることである。

産後ケア事業は、母子保健法のもとで自治体の努力義務として法制化されており、2024年時点で約84%の自治体が事業を実施している。同事業には「きめ細かい支援」が期待されており（子ども家庭庁2024）、事業の実施母体である助産院では、食事支援の他にも授乳や育児相談、新生児の世話の代行、マッサージといった多様な支援が宿泊あるいはデイサービスの形態で提供されている。同事業の今後の展開としては、先駆的な事例の工夫点や課題などを把握しながら、全国規模で支援の質を担保していく方が目指されている。

本報告は、A助産院の食事支援に先駆的な事例の一端を観る。食をケアする行為としてとらえた先行研究によれば、食を通じて他者をケアするためには、調理などの目に見える作業だけではなく、食べ手の食欲や嗜好を把握し、献立や食事のタイミングを考えると目に見えない活動が不可欠であるが、この活動は感覚的で状況依存的なものであるがゆえに、ケアする側が複数人で分担・計画することに難しさが伴うことが指摘されている（Mason 1996；平山 2017）。また、介護分野の先行研究からは、助産院に類似するユニットケアの現場に多様な主体が集う場合、支援者に「複雑で深化した感情労働」が生じることや（岡 2016）、多様な主体の衝突が起きてもケア関係が持続する場を保障する必要性などが指摘されているが（三枝 2020）、産後ケア分野における支援者間の関係性については十分な研究の蓄積がない。以上をふまえ、本報告は、産後ケア事業のもとで食事支援を提供する支援者たちに着目し、分担の難しさに対する工夫点や協働を成り立たせている要素の分析を試みた。

2. 対象と方法

本報告の対象は、首都圏に所在するA助産院とした。対象を選定した理由は、第一に調査前の意見交換などによって調査実施に必要なラポールが形成されたこと、第二にケアニーズを細やかにくみ取る支援が指向されていること、第三に食事支援に定評があること、第四に食事支援が数名のスタッフの話し合いと手作業で行われており、外部サービスを利用している助産院に比べてスタッフ自らが協働や分担に向けて何らかの行動をとる必要性が高いと思われたことなどである。

本報告の調査方法は、参与観察とインタビュー調査とした。両調査は2024年12月～2025年5月の間に実施した。参与観察は助産院の調理場を中心に行い、インタビュー調査は食事の用意を担当するスタッフ2名（Bさん、Cさん）に行った。

3. 分析結果

第一に、A助産院では、全スタッフの間で食に関する綿密な情報共有が意識的に行われていた。例えば、利用者の食物アレルギー、嗜好、宗教、好き嫌い、体調、食欲などは、その情報を把握したスタッフが速やかに情報を共有していた。共有する情報の種類、量、共有方法は、BさんとCさんを中心に随時改良されていた。献立については、共用のノートに手書きで記録され、数十分年のノートと共に必要時に迅速に閲覧できるよう調理場に保管されていた。

第二に、食材を洗う、切るといった目に見える作業や、食に関する予期しない作業(時間指定のない宅配への応答、会計作業、食材がこぼれた際の拭き掃除、やけどの応急措置など)に関しては、BさんとCさんの得意分野を活かした分担が、長年の支援実践の中で構築されていた。ふたりの協働は、長年の経験で磨かれた調理スキルと、「話さなくてもわかる」「あうんの呼吸」と語られた人間関係、さらには作業に関する判断がふたりに任されている支援環境に支えられているように思われた。

第三に、BさんとCさんは、食に関するニーズに関して相手に解釈の余地を残すよう工夫していた。例えば、ふたりとも誰かに頼まれたわけではないが、手が空くと「次の人が何かに使えるように」余った野菜を湯がく、乾しいたけで出しをとるなどした後、それらの食材を保存容器に入れて冷蔵庫に保管していた。ふたりともその食材の使い道を想定しつつ作業をしていたが、それをメモや口頭で伝えることは意識的に控えていた。また、Bさんは食材を調達する際には、数日先までの献立を想定して調達していたが、そこで想定した献立を実際を作るよう他のスタッフに依頼することはなかった。

第四に、BさんとCさんは、食に関するニーズのとらえ方は互いに異なるため、支援に関する意見の違いが生じるのは必然的であるという認識のもとで、実際に意見の違いが生じると、端的な意見交換の後、状況に応じた対応をしていた。対応の仕方はパターン化できず、例えば、利用者の食欲と盛り付ける食事の量についてふたりの意見が異なった際には、互いの意見や代替案について話し合った後、合意に至らずともどちらかの意見を採用するケースもあった。

4. 今後の課題

以上に示した分析結果は、A助産院の食事支援が、高度な調理スキルと豊富な経験を持つ支援者たちが、常に綿密に情報共有をするよう工夫し、食に関するニーズを判断する場面では、互いにゆずり合い細やかに配慮するといった属人的な要素を発揮することで成り立っているとも考察できよう。しかしながら、このような協働のあり方は、少数の支援者たちが明日・明後日の食事を想定して8時間体制で協働できる支援環境や、支援者の人材育成のあり方、自由裁量の余地の多い支援体制、院内の他のスタッフとの関係性などとも関連していることが示唆された。これらの論点を網羅的に検討することが今後の課題である。

文献

- 平山亮, 2017, 『介護する息子たち——男性性の死角とケアのジェンダー分析』勁草書房。
- こども家庭庁, 2024, 「第4回こども家庭審議会成育医療等分科会資料2-1産後ケア事業について」, こども家庭庁ホームページ, (2025年4月23日取得, https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0238af12-b583-4c09-9a67-0f2f7cb19c1c/028b6e96/20241120_councils_shingikai_seiiku_iryoku_0238af12_04.pdf).
- Mason, J., 1996, “Gender Care and Sensibility in Family and Kin Relationships,” Janet H. and Lisa A. eds., *Sex, Sensibility and the Gendered Body*, London: Macmillan, 15-36.
- 岡京子, 2016, 『ユニットケアとケアワーク——ケアの小規模化と「ながら遂行型労働」』生活書院。
- 三枝七都子, 2020, 「喧嘩に耐え『ともに生きる』——富山型デイサービス, デイケアハウスにぎやかな事例研究」『福祉社会学研究』17: 223-244.

放課後等デイサービスと R6 年度制度改定

—支援者らの回顧的・情動的な語りを事例に—

志田 圭将（北星学園大学大学院／日本学術振興会）・○白石 恵那（東京大学大学院）・江頭 早紀
（津田塾大学大学院）

■研究の背景・問題の所在

本研究は放課後等デイサービス（以下、放デイ）の支援者を対象とするフォーカス・グループ（野村 2017）に基づき、2024 年度の一連の制度改定（R6 年度制度改定）が放デイの支援現場にとってどのような意味を持つものであるのかを明らかにし、それを通じ、当該の制度改定による変化の意味を放デイの発達支援をめぐる歴史的・社会的文脈のもとで批判的に読み解く視点を提示することを目的とする。

障害児通所支援の主要な一事業である放デイは、専門家による訓練として施設で提供されてきた従来の「療育」が子どもやその家族の生活における自立を妨げてきたという反省に基づき、本人の育ちを重視した「発達支援」を地域で提供する新たな制度として 2012 年に発足した（志田 2025）。広く「生活」や「育ち」が重視されることを背景に、放デイでは発達支援の名のもとで多様な支援（心理学等の専門性に基づく「療育」型、習い事に類するもの、レスパイト機能を重視するもの等）が提供され、活動時間（短時間／長時間）や活動形態（個別／集団）もさまざまとなってきた。この支援の多様さは、子どもたちに必要な支援とは何かをめぐる、支援者たちの間でも多様な価値意識や志向を展開させる背景となってきたように思われる（白石 2024a）。一方で、事業所での虐待や「不適切」なサービス提供実態等を背景に、政策サイドからは繰り返し「支援の質」の確保・向上をめぐる課題意識が示され、ガイドラインの策定（2015 年）や報酬制度の見直し等がなされてきた。そうした制度改定の影響は、「支援の見直しにつながった」といった肯定的な変化としてこれまで描かれてきた（山根ほか 2020）。

R6 年度制度改定は、放デイのあり方にとくに大きな影響を与えたものと考えられる。この制度改定によって、支援提供時間の長短に基づく報酬区分や、「発達支援の 5 領域」に基づく「総合的」な発達支援を行うことの規定等が新たに設けられた。こうした変化を受け、とくに短時間・個別活動の形態をとってきた事業所では、支援の様態の急激な変化（長時間化・集団活動化）やそれに関連する職務上の困難により、支援者たちが専門家としての自己認識の危機に陥り、子どもにとっての最善を模索する規範的姿勢の維持に困難を抱えるようになったことが速報的に示唆されている（白石 2024b）。これに鑑みれば、R6 年度制度改定は「支援の見直し」というもっぱら肯定的な変化としては評価できない事態を生じさせていると考えられる。すなわち、それは放デイのもとで展開してきた発達支援をめぐる価値意識や志向の多様性を阻害するような変化をもたらしている可能性がある。

■研究方法

上述の問題意識に基づき、報告者らは R6 年度制度改定における主要な論点（支援提供時間や活動形態等）を念頭に置きつつ、フォーカス・グループの手法を用いて調査を進めている。その経過報告となる本報告では、一連の調査研究の端緒として、制度改定によって大きな影響を受けたと考えられる短時間・個別活動型の事業所の支援者を対象とした調査の結果について述べる。報告者らは全国各地で多くの事業所を運営する営利企業に所属する支援者 6 名の協力を得、2025 年 3 月に zoom ミーティングを用いて 90 分ほど後述するトピックについてのディスカッションを実施した（ケース 1）。録音データを文字化したうえで KJ 法を参照しつつ共同的に、調査協力者の語りをコーディング、整理・構造化した。な

お、調査に際しては適切な倫理的配慮を図っており、東京大学の倫理審査で承認を得ている。

■調査結果・考察

「R6年度の報酬改定(時間区分、職務年数の基準等)による影響」については、支援提供時間の長時間化に伴う活動内容・形態や人員配置の見直しに関わる困難、職員配置に関わる加算制度への違和感、調査協力者の専門性が適切に評価されていない感覚が語られた。「R6年度のその他(ガイドライン等)の変更による影響」に関しては、「発達支援の5領域」を現場の支援一般に求めることの妥当性への疑問や、個別支援計画の未作成減算の運用をめぐる違和感等が示された。「2023年度から2024年度にかけての変化」および「現在(調査時点)の困難」については、急激な環境変化のもとで職員が多大なストレスを受け、休職者等が相次いだこと、事業提供体制の変化に伴い保護者に負担をかけ申し訳なさを感じたこと等が語られた。その際、「今は慣れた」といった言葉や諦念を含むような笑いの表出が見られた。一連の議論のなかでは、調査協力者から制度改定の趣旨に関する一定の理解が示されたり、制度改定に伴う変化によって「支援の幅が広がった」等のポジティブな影響に言及がなされたりする場面もあり、また、それを受けつつ翻って制度改定後の制度的問題が再び語られる等、動的な展開が見られた。

これらを分析した結果、まず、事務作業の増加や物理的な環境整備の必要性に伴う過大な物理的・精神的負担が支援者に生じていることが明らかになった。また、制度的環境の急激な変化を受けた従来の専門性の半強制的な見直しにより、支援者の自己認識が危機に瀕していることが示された。これらの結果は先行研究(白石 2024b)が示唆した見解を支持するものであるが、くわえて、本調査では、この自己認識の危機の表明が、支援者が制度改定以前より依拠してきた専門性への自負と誇り、それが応えてきたニーズの重要性の再確認を伴っていることが明らかになった。

支援者は、自らが重要と考える支援と必ずしもそれが十分には実現できない現場の状況との間で葛藤しつつ、制度改定後の現状を引き受けている。ここには、発達支援をめぐる現場から提起されてきた価値意識や志向が抑圧されるような事態が認められるのであり、ひいては放デイにおける支援の多様性が制限され、多様なニーズへの応答性が低下している可能性がある。また、職員の物理的・精神的負担の増大はそれ自体、制度改定が意図していたはずの「支援の質」の確保・向上を困難にしているように思われる。そして、これらの問題は、多様な主体による多様なサービス提供を謳ってきた社会福祉基盤構造改革後の障害福祉サービスのあり方をめぐる諸論点とも関連している。当日の報告では、上記の調査結果のさらなる詳細を示しつつ、こうした諸論点と関わる議論を整理し、放デイの現況を適切に捉えるための理論的視座を提示するとともに、その制度的課題に関する問題提起を試みる。

■文献

野村康, 2017, 『社会科学の考え方: 認識論, リサーチ・デザイン, 手法』名古屋大学出版会。

志田圭将, 2025, 「療育・発達支援の『展開／転回』をめぐる言説とその問題性について」『北海道社会福祉研究』45: 1-13。

白石恵那, 2024a, 「放課後等デイサービスにおける支援の論理の複数性: 支援者の意味世界に着目して」『福祉社会学研究』23: 193-217。

白石恵那, 2024b, 「放課後等デイサービスにおける支援をめぐる論理構造: 2024年度報酬改定による語りの変化の検討(放課後等デイサービスにおける支援者の論理構造: 複数の論理の併存と今後の可能性)」福祉社会学会第22回大会(津田塾大学千駄ヶ谷キャンパス)。

山根希代子・前岡幸憲・北山真次・内山勉・金沢京子・米山明・光真坊浩史, 2020, 「放課後等デイサービスガイドラインを用いたサービス提供の実態把握のための調査」『脳と発達』52(5): 311-7。

※ 本研究はJSPS科研費(特別研究員奨励費 25KJ2048)の助成を受けている。

ドイツの高齢者介護の職業訓練における理論学習と実習とのずれに関する一考察

—看護介護専門学校を対象とするインタビュー調査から—

鈴木 由真（関西学院大学）

1. 問題設定

本研究の目的は、ドイツの高齢者介護の職業訓練を担う看護介護専門学校が実習先の事業所や実習指導者とどのように連携しているのか、またそのあり方が理論学習と実習とのずれにどのように関連しているのかを明らかにすることである。

ドイツでは従来、高齢者介護に関わる職業訓練は、ドイツの職業訓練制度に特徴的な、事業所と職業学校の二つの場で教育訓練を行うデュアルシステムとは異なる「学校型」職業訓練であると法的に位置付けられてきた（木下 2018）。しかし、2017年には看護介護職法（Pflegeberufegesetz（PflBG））が制定され、高齢者介護に関わる高齢者介護士や看護介護専門士は法的に職業訓練支援の対象となり、法的に「擬似デュアルシステム」に組み込まれた（木下 2018）。実習のあり方を見ると、看護介護専門士の実習は最低 2500 時間なければならず、オリエンテーション、初めの 2 年間の必修実習、1 年間の専門実習によって構成されている。加えて、看護介護職法の制定に伴い、各実習の最低 10%は実習指導者によって計画され構造化されたものとするのが義務となった（ver.di 2022）。

以上から、ドイツでは高齢者介護に関わる看護介護専門士と高齢者介護士の養成は、実質的に事業所と職業学校の二つの場で教育訓練を行うデュアルシステム的な形が取られていることが分かる。しかし、理論学習と実習との接続に関する研究は以前蓄積に乏しい現状にある。高木（2018）は実習指導者の観点から実習生の姿勢や能力に関する課題を明らかにした。その中で、学校からのフォローが不足している等、学校との連携のあり方に課題があることが示されている。にもかかわらず、これまでの研究では、実習先事業所と学校との連携に関して必ずしも焦点が当てられてこなかった。

以上により本研究では、看護介護専門士と高齢者介護士の養成を行う看護介護専門学校の視点に着目し、インタビュー調査によって、第一に各専門学校が実習先の事業所や実習指導者とどのように連携を図っているのかを明らかにする。第二に、専門学校の教員が理論学習と実習とのずれをどのように認識しているのか、またその認識と、学校と実習先との連携のあり方との関連を明らかにする。

2. 方法

本研究では、ドイツ全国の看護介護専門学校の教員・校長へのインタビュー調査を実施した。調査対象者にアクセスするため、9月から12月にかけて、介護・看護の専門学校にメールにて調査依頼状を計約 1000 件送付した。送付先は、ドイツ連邦政府がリスト化して公開している全国の看護介護専門学校のうち、メールアドレスを掲載している学校である。東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センターより助成を受け、11月1日から12月15日までベルリンに滞在し、7校の専門学校にてインタビュー調査を実施した（うち1校は帰国後に実施）。場所は現地の専門学校または zoom にて、約 1 時間程度の時間をとって行った。発言内容はインタビュー対象者の同意を得て IC レコーダーまたは zoom の録音機能を用いて録音した。インタビュー調査は半構造化面接法を用いて実施し、理論学習と実習の内容との間でずれを感じるか、感じるとしたらどのような対応をとっているか、実習先の事業所・施設とはどのような連

携をとっているのかを主な質問項目の内容とした。

3. 結果

第一に、専門学校と事業所（の実習指導者）との連携のあり方は、学校によって大きく違いがあることが明らかとなった。これら連携のあり方は、元々の設立主体に左右されるだけでなく、専門学校（の教員や校長）が緊密に連携できる実習先事業所や実習指導者を見つけられるか否かという、学校側の力量という要素が重要なものとなっていた。例えば、A校は職業訓練のカリキュラムの策定を専門学校内の教員のみで行い、実習指導者とは通話等でやりとりをするのみだが、B校においては理論学習を行う専門学校と、実習先の病院はいずれも同系列の設立主体の元で運営されており、理論学習と実習を含めた職業訓練の内容を、専門学校の教員、実習指導者と病院関係者、専門家も交えて合同で決定する体制をとっていた。またC校は実習担当者等とのつながりを独自に保っており、教員と実習指導員、専門家とで共同で理論学習と実習とを含めたカリキュラムを策定していた。またD校は、B校のように同グループ内の病院と連携してカリキュラムを決定しているというだけでなく、理論に関する授業自体も実習担当者と一緒にいると述べていた。E校においては、カリキュラムを外部企業から購入して使っており、実習指導者との連携を図ってはいるものの、そこまで緊密には連携できていないという回答を得た。F校は、専門学校の教員で職業訓練のカリキュラムを策定する形をとっているが、校長を中心とした教員が、実習指導者を含めた職業訓練関係者との広範なネットワークを形成していた。この学校自体が実習指導者向けの訓練を提供しているなど、他の専門学校とは異なる事業所や実習指導者との繋がりがあり方を示していた。G校は、実習担当者とも連携はしているが、学校の運営主体がカトリック系の病院であり、運営主体の指示の下で宗教観に関連した教育内容をカリキュラムに含めるようにしているという回答を得た。

第二に、専門学校と事業所（の実習指導者）との連携が密接である場合は、校長や教員の認識としては、理論学習と実習とのずれを抑えるための工夫がなされているがゆえに、理論学習と実習とのギャップはあまりないという回答をする傾向があった。逆に、事業所や実習指導者との連携に課題を感じている教員は、理論学習と実習との間には常にずれがあると回答する傾向が見られた。

第三に、理論学習と実習とのずれが生じてしまう要因として、専門学校と事業所の連携の緊密さ以外にも、世代的なギャップが挙げられていた。実習先の職員が新しいケア理論を知らなかったり、ケアのやり方が古かったりする等の理由で、理論学習と実習とにずれが生じてしまうという回答もあり、専門学校と実習先事業所の連携のあり方以外にも、実習指導者や実習に関わる事業所側の継続教育の重要性などが示唆される結果となった。

引用文献

木下秀雄, 2018, 「ドイツにおける高齢者介護専門職の職業訓練システム—高齢者介護法(AltPf1G)から介護職法(Pf1BG)へ」『龍谷法学』51(1): 1-41.

高木剛, 2018, 「介護職員が実習指導で困惑した実習生の姿勢・能力等の実態—過去3年間のアンケート調査結果をもとに」『社会事業研究』57: 127-135.

ver.di, 2020a, Deine Ausbildung Nach Pflegeberufegesetz (Broschüre)

ver.di (2022a), Pflegeausbildung gefragt, aber belastend, <https://gesundheit-soziales-bildung.verdi.de/themen/reform-der-pflegeausbildung/++co++be127818-4a1a-11ed-8d35-001a4a160111> (2024年2月4日確認)

四年制大学における合理的配慮の規定への対応状況と課題

—大学調査結果を踏まえて—

山村りつ（日本大学法学部）

1. はじめに

障害者に対する合理的配慮の提供が義務化されて約1年がたった。合理的配慮（Reasonable Accommodation）は、アメリカのADA法（Americans with Disabilities Act）で示された「障害者に対する妥当な配慮の提供をしないこと」を差別とする概念と、その差別の禁止を「配慮の提供の義務」という形したなかで用いられた「配慮」に当たるもの（山村2011）であり、障害者がその障害のために障害のない者と同等の権利を享受できない場合に必要とされる配慮といえる。この考え方は、2006年に採択された障害者権利条約（以下、条約）で採用され、条約採択から20年近くを経過した現在、多くの国々で採用され法制度化されている。日本も条約への署名こそ2007年に行ったが、その批准には長い時間を要し、2014年の障害者差別解消法（以下、解消法）を以てようやく一応の法制度化を実現した。また当時は、合理的配慮の提供は多く機関等で努力義務とされ、その全面義務化にはさらに10年を要したということになる。

大学等の教育機関では、批准当時からの入学試験時や日常の就学（受講）場面における合理的配慮の提供に取り組んできたが、それぞれの大学が手探りで行ってきた部分も多く、一方で「差別」という慎重さを有するセンシティブなmatterへの対応としても、様々な課題があることが推察される。

合理的配慮の提供において難しいのは、その具体的な配慮に決まった形がない（山村2014）という点である。そもそも合理的配慮は、障害をもつ個人が具体的な職業場面においてどのような配慮を必要とするか、という点からスタートする。当然、障害を含む個人の特性や置かれた環境、職場の諸要件などによってそれは常に変化する。さらにいえば、条約によって障害の社会モデルの採用が強調されたことにより、合理的配慮もその生活や社会の様々な条件によって如何様にもひろがる可能性をもつ。

しかしながら一方で、課題以前に大学において実際にどのような合理的配慮が提供され、またその提供のためにどのような仕組みが作られているのかは、実は明らかになっていない。各大学で誰がどのような手順で配慮の提供を決め、それを実現しているのか、配慮の提供にあたって発生する負担に対してどのような対策を取っているのかなどは、各大学に任されている。

そこで発表者は、『大学における合理的配慮対応の実態についてアンケート調査』（以下、調査）を実施し、これにより大学における合理的配慮の提供の状況を明らかにするとともに、そこにどのような課題がみられるのかを検討した。

2. 調査の概要

調査は以下のような方法で行われた。

- ・調査の方法：郵送法による。なお、回答はGoogleフォームからとした。
- ・調査の期間：回答期間を2025年2月1日～3月31日とした調査依頼を同年1月30日迄に投函した。
- ・送付先：日本国内の全四年制大学（大学院大学及び専門職大学を除く）、国立大学88校、公立大学99校、私立大学626校に対して調査説明と依頼を送付した。

質問項目：回答者と大学について（種別、規模、地域等）、配慮提供の概要、窓口の有無、周知の方法、専門職員の配置状況、対応のタイミング、対応マニュアルの有無、対応の流れ（概要）、代表的な配慮の

例, 対応困難事例 (自由記述), 配慮の提供における課題

3. 結果の概要

調査の結果, 有効回答数は219校であり, 回収率は28.5%であった。国公立大別の回答数は国立大学23校(28.0%), 公立大学32校(32.3%), 私立大学163校(25.9%), 不明1校であった。また, 大学の所在エリア別では北海道・東北エリアが27校(30.3%), 関東・甲信越エリアが69校(31.7%), 東海・北陸エリアが40校(32.5%), 関西エリアが45校(31.3%), 中国四国エリアが12校(17.1%), 九州エリアが24校(30.4%)となった(※括弧内はそれぞれ大学種別別, エリア別でみた回収率)。

対応の仕組みとしては, 約半数(45.4%)が対応のための専用の受付窓口を設置しており, 合わせて8割強あまりの大学で合理的配慮対応の担当職員(53.2%), もしくは専従の職員(31.2%)を配置していた。また対応受付は就学についての配慮は94.5%, 日常生活については82.6%, 就職活動については83.0%の大学が期間の限定をせずに常時受け付けており, 入試についても52.3%が常時受け付けていた。一方で, 期間を限定している大学も若干ではあり, 日常生活や就職活動については「受け付けていない(相談にのっていない)」とする大学もみられた。さらに専門職の配置については, 医療専門職の常勤配置の割合が最も高いが30.7%にとどまり, 次いで福祉職の常勤配置, それぞれの非常勤配置が1割前後と, 多くの大学では大学の職員が合理的配慮の提供に関する業務を担っていることが分かった。

具体的な配慮の内容としては, 代表的なもの(入試や受講時の特別対応や, 設備・備品の設置など)では, 「受講時の特別対応」が最も多く95.4%の大学で提供したことがあり, そのほかでも「学内設備の改修・改築」や「備品の導入」なども約半数の大学でみられ, 大学の一定のコストを負担している状況も確認することができた。また課題としては, 「合理性の判断」(37.6%)と「個人情報の取り扱い」(28.4%)がいずれも指摘する大学が多く, 次いで「職員個人の負担」(25.2%)がくるなど, 合理的配慮の提供までの手続きで「これでいいのか」と判断に迷う場面がみられることが推察された。

4. 調査からみえる課題の概要

大学における合理的配慮の提供に伴う課題の一つは, 提供までの手続きに「適切な方法」が示されていないことである。そのため, 大学ごとに独自の対策システムを構築し, 多様な手続き方法やプロセスが混在している。そもそも合理的配慮は, ①障害者によって要請され, それに対して②提供側とのインタラクティブ・プロセスを通じて配慮を具体化し(山村 2014), ③実際の提供の体制を整えるという段階を必要とする。また, このプロセスには専門的な知識も必要で, 先述のアメリカでも就労場面ではEEOC(米国雇用機会均等委員会)がその仲立ちとしての役割を果たしている。しかし日本の大学では, 専門職の配置も限定的で, こういった役割を含め多くの部分が大学職員に任されている現状がある。

5. 今後の課題

今回の調査はGoogle Formを用いたアンケート調査でもあり, 表面的な情報の収集に留まった。今後は, 調査を通じてさらなる調査への協力を得た大学への聞き取り調査等を行い, 大学における合理的配慮の提供が, 障害のある学生(あるいは職員も含め)に対して適切な配慮が提供されるためにどのようなシステムが必要であるのかを, より具体的に検討していきたい。

文献

山村りつ, 2011, 『精神障害者のための効果的就労支援モデルと制度ーモデルに基づく制度のあり方ー』ミネルヴァ書房。

山村りつ, 2014, 「わが国の合理的配慮規定の法制度化とその実効性の展望」『賃金と社会保障』1615・1616:12-24。

若者を対象とした居住支援の内容と重要性に関する考察

—居住支援法人と居住支援団体への調査から—

鄭 馨（千葉大学大学院人文公共学府 博士後期課程1年）

本報告では、住宅行政における若者の位置づけが不明確であり、若者支援では居住支援の重要性が必ずしも十分に検討されていない問題を踏まえ、居住支援法人、および居住支援法人以外で居住支援を行っている団体（以下、居住支援団体と記す）を対象にアンケート調査と半構造化インタビュー調査を実施した。

1. 問題意識

雇用や家族をめぐる変容などを背景に、「日本型生活保障制度」（宮本 2021）はその有効性に限界が生じつつある。その結果、家族や企業という「中間組織」（平山 2009）に所属できない人々は、自力で住宅を確保することが難しくなり、いわゆる居住貧困に陥るケースが生じる。代表的な例として、路上生活者などの「見えるホームレス」があるが、居住貧困について論じる際には、不安定あるいは不適切な住環境にある「見えないホームレス」についても分析の視角を広げる必要がある。本報告では、その「見えないホームレス」の中で、特に若者に焦点を絞って検討する。その理由は、以下の通りである。

（1）「住宅確保要配慮者」のカテゴリー問題

住宅セーフティネット制度の対象者である「住宅確保要配慮者」に関する規定について、対象者が福祉関連のカテゴリーにもとづいて定義されるという構造的な問題が指摘されている（平山 2020）。つまり、支援対象者に「若者」というカテゴリーが含まれていないことによって、現役世代として認識された若者が居住支援の対象者として認識されにくくなっている可能性がある。さらに、制度上は若者には居住支援が不要であるという前提が置かれているとも考えられる。

（2）若者への居住支援の意義に関する検討の不十分さ

若者支援政策について、2003年に策定された「若者自立・挑戦プラン」を皮切りに、多様な支援策が次々と展開されている。しかし、これらの若者支援政策は就労支援に偏り、若者の職業的自立を重視するという批判がある。また、居住支援などの生活支援の欠如により、自立が達成できない若者に対して自己責任のレッテルが貼られる可能性が懸念される（岡部 2021）。こうした若者支援の実態と課題を踏まえ、若者に対する居住支援の重要性に関する検討を前進させることが必要と考える。

2. 調査方法

（1）Web調査：調査時点（2024年7月）において、千葉県から指定を受けている居住支援法人33団体を対象に、Web形式によるアンケート調査を実施した。

（2）半構造化インタビュー調査：2024年4月から12月にかけて、上記のアンケート調査に回答した団体を含む居住支援法人2団体および、県外の居住支援団体2団体を対象に実施した。

3. 調査結果

調査からわかったことは以下の通りである。

（1）居住支援法人による支援について：①「住宅確保要配慮者」のうち、「低額所得者」「障害者」「生

活困窮者」「DV被害者」の中に、若者(20~34歳までの単身者)が多く含まれていた。②入居前の居住支援については、物件探しや物件の契約に関する支援が中心であった。③入居後の居住支援について、見守りなどの生活支援に重点が置かれていた。④若者への居住支援に関して、必要性を感じていないとする居住支援法人も存在した。

(2) 居住支援内容の違いについて: 居住支援法人は生活支援を中心に実施していた一方で、居住支援団体による支援は、それに加えて就労支援にも取り組まれていた。さらに、生活支援や就労支援について、地域との連携を重視して支援を展開している点は、居住支援団体に特徴的であった。

(3) 居住支援における住宅の重要性について: 以下の重要性があると考えられる。①住宅は「落ち着ける場所」として、特に、虐待を経験した若者の精神的・心理的回復における重要な役割。②「生活するイメージ」の形成。③長期的かつ総合的な支援を提供するうえでの重要性、などである。

(4) 居住支援法人・団体が抱える課題について: 居住支援法人では、住宅セーフティネット制度について、支援に関わる費用負担の仕組みの不明確さ、セーフティネット登録住宅の利用障壁、不動産会社における制度理解のばらつき、などがある。これに対して、居住支援団体では事業運営そのものの安定性の確保が課題となっている。

4. 考察と今後の課題

本報告では、「住宅確保要配慮者」における若者の存在を明らかにすると共に、若者への居住支援の重要性について検討した。なかでも、居住支援法人と居住支援団体の支援対象の違いに注目すると、居住支援法人は「住宅確保要配慮者」全般を対象としており、支援対象が制度的に広く定められている点で、普遍的な性格を有している。一方、居住支援団体は若者に特化した支援を行っており、対象の限定性という意味で個別性が見られる。さらに、両者に共通する課題として、若者の捉え方の曖昧さがあげられる。具体的には、居住支援法人の支援対象である「住宅確保要配慮者」には「若者」という独立したカテゴリーが設けられておらず、多くの若者が「低額所得者」などの福祉関連指標に基づいて分類されるのが現状である。一方、居住支援団体では「親を頼れない」といった家庭的背景から若者を捉える傾向がみられた。このような状況から、居住支援を必要とする若者をより包括的に捉える視点が求められる。その検討のための有力な視座として、「新しい生活困難層」(宮本 2021) が挙げられる。この概念は、複合的な困難に直面する人々の存在と前提とし、従来の制度は十分に把握されなかった層への新たな対応を提起している。とりわけ、こうした層への対応において、「地域密着型の社会的投資」(宮本 2021)が必要であるとされており、地域社会の中で支援を実施することの重要性が示唆されている。今後は、「新しい生活困難層」や「地域密着型の社会的投資」の概念を手がかりに、居住困難を抱える若者に特化した新たな捉え方を構築するとともに、居住支援法人や居住支援団体による地域レベルの取り組み、さらにそれらと連携する団体・機関の活動などを分析することで、若者を対象とする地域密着型の居住支援のあり方を検討していきたい。

文献

平山洋介, 2009, 『住宅政策のどこか問題か〈持ち家〉の次を展望する』 光文新書.

———, 2020, 「住宅セーフティネット政策の位置と性質について」『個人金融』14(4)14-23.

宮本太郎, 2021, 『貧困・介護・育児の政治—ベーシックアセットの福祉国家へ』 朝日新聞出版社.

岡部茜, 2021, 「【特集】『自立支援』の現在(1): 若者を食べ吐きする『若者自立支援政策』」『大原社会問題研究所雑誌』753: 4-17.

つながりすぎない「協働」

—実践者の支援ネットワークの意味づけに着目して—

桑山 碧実（大阪大学大学院）

1. 問題の所在

本報告は、都市部の周辺化された地域で活動する子ども支援の実践者を対象に、かれらがもつネットワークとその意味づけについての調査結果を報告するものである。今日、貧困や虐待、不登校、障害など、多様な課題を抱える子どもが少なくない。さらに、それらの課題が重なり合う複合的困難への対応も求められている。こうした中、単一の機関や専門職による対応には限界があり、学校や福祉機関のみならず、地域住民、民間団体、NPO など多様なアクターによる協働が求められてきた。とりわけ、学校を拠点としたコミュニティ・スクールや地域学校協働活動、スクールソーシャルワークの導入など、学校と地域、専門家による協働が推進されてきた（文部科学省 2020）。一方で、これまでの学校と学校外組織の協働のあり様に関する研究では、目的やビジョンを共有する過程における権力の非対称性の問題も指摘されている（ハヤシザキら 2009）。地域の実践現場に目を向けると、学校や専門職、地域の他団体と目的やビジョンを共有した密接な関係が必ずしも望まれるとは限らない。むしろ実践者たちは、あえて距離を保つことで、効果的に支援資源を得ていることもある。本研究は、これまでの「協働」の枠組みを再考しつつ、実践者たちがどのようなネットワークを築き、支援資源を獲得しているのか、さらにそのネットワークをいかに意味づけているのかを明らかにすることを通じて、支援ネットワークの構築に関する新たな視座を提示することを目的とする。

2. 方法

本研究では、関東の都市部の周辺化された地域において子ども支援に関わる実践者へのインタビュー調査を実施した。対象者は、地域内で長年活動してきたベテラン実践者、地域出身の実践者、および若手実践者である。同じ地域で異なる立場・視点をもつ支援者を対象とすることで、それぞれがどのようなネットワークにアクセスし、どのように意味づけているかを明らかにすることを目指した。

調査は半構造化インタビューによって行い、主に支援活動の経緯、関係機関・人物とのつながり、ネットワークに対する捉え方などについて聞いた。得られた語りをもとに、質的ネットワーク分析（Bernhard 2018）の視点から、語りの中に登場する関係主体との関係性を整理しつつ、語り手自身によるネットワークの意味づけを検討した。この方法によって、表層的な関係の整理にとどまらず、支援実践者が「どのようなつながりを大事にしているのか」「なぜそのような距離感を選択しているのか」といった認識を明らかにすることを目指した。

3. 結果

分析の結果、3名の実践者はかれらに共通のネットワーク以外にも異なるネットワークにアクセスしており、それぞれの立場性・経験に特徴的な関係性の構築や資源へのアプローチが確認された。まず、地域で長年活動してきたベテラン実践者は、地域内の関係者や学校の教員、行政関係者とのインフォーマルな関係性を築いていた。次に、地域出身の実践者は、地域につながる親族や友人のネットワークを豊富に持っており、非専門職との関係性が支援のなかで重要な役割を担っていた。具体的には、現場の

支援の枠組みでは対応が難しいことを親族や友人に依頼したり、親族や友人から得た情報などを支援に活用したりしていた。さらに、若手の実践者は地域外の団体や大学教員などとのネットワークから新しい情報や、人的資源をもたらしていた。この3人の実践者らは、相手が持っているネットワークに自分自身がつながることを避けつつ、3者間ではお互いに情報共有をするといった工夫が見られた。これによって、直接的につながることによって生まれる制約を回避すると同時に、あえて間接的につながることによって支援の幅を広げている実践者のアプローチが浮かびあがった。これは、支援のネットワークにおけるつながりすぎない関係の意義を示唆する知見である。より詳しい分析は当日資料を参照いただきたい。

4. 考察

本研究報告は、支援ネットワークの構築において、間接的なつながりが重要であることを示唆している。特に、対象者たちは多機関との直接的な協働よりも、相手の持っている資源や情報を間接的に取り入れることで、支援の幅を広げていた。このプロセスは、支援者同士が互いに資源を補完し合い、密接な関係を築くことなく、それぞれの持ち場で効果的に支援を行うという戦略としてみなすことができる。コミュニティの紐帯が緊密であることや学校や行政との非対称的な関係が、実践者らのこの戦略の背景にあると考えられる。

これらの結果は、支援ネットワークにおいて緊密さや密接な協働だけが必須ではなく、むしろ適切な距離感や間接的な関係性が支援資源の多様性を生む要素であることを示している。このような柔軟で拡張的なネットワーク構築は、支援者がより多くの資源にアクセスし、支援の質を向上させるために重要な戦略となり得る。この間接的なつながりによる支援資源の拡張は、Granovetter (1973) の指摘する「弱い紐帯」の有用性とも共鳴する。また、当事者性を持つ地域出身の実践者の視点の重要性も浮き彫りになった。これまでの専門職同士を前提とした協働とは異なり、地域出身の実践者は地域の実情を深く理解し、子どもや保護者、地域住民との関係を大切にしながら、他の支援者と間接的に資源を交換することで、包摂的な支援を行っていることが確認された。

本研究は、支援ネットワークにおける直接的な連携に対する再考を促し、間接的なつながりがいかに支援の質を高め、資源を効率的に活用する手段となるかを議論した。ただし、こうした「協働」のあり方は実践者個人の経験や資質に依存しがちであるため、こうした課題をいかに乗り越えながらネットワークをコーディネートするか議論を深めたい。

文献

- Bernhard, Stefan, 2018, "Analyzing Meaning-Making in Network Ties—A Qualitative Approach," *International Journal of Qualitative Methods*, 17: 1-11.
- Granovetter, Mark, 1973, "The Strength of Weak Ties," *American Journal of Sociology*, 78: 1360-1380.
- ハヤシザキカズヒコ・中島葉子・山崎香織・浅田秀子, 2009, 「ニューカマーの子どもに関わる〈連携・協働〉の地域比較研究—東海地域の外国人集住都市におけるマルチ・エージェンシー・ワークの事例研究より—」『教育実践研究』17: 119-127.
- 文部科学省, 2020, 『これからの学校と地域 コミュニティスクールと地域学校協働活動』.

移動困難者の地域自立生活を支える福祉有償運送の課題

—NPO 法人 B のケーススタディ—

畠山 明子（星槎道都大学 社会福祉学部）

1. 研究目的

本研究は、高齢者や障害者等の移動を支える福祉有償運送（市町村や NPO 法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行う）事業者の事例分析を通じた実践的および制度的課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の方法

第一に、福祉有償運送に関する制度の変遷を概観する。第二に、福祉有償運送団体（A 地域の NPO 法人）のケーススタディの結果をもとに福祉有償運送の事業の現状と直面している課題について考察する。

3. 倫理的配慮

本研究の事例は、調査対象となる個人・団体に対してあらかじめ調査目的・方法・内容及び倫理的配慮について口頭で説明を行うとともに、承諾書を交わした。取り上げる地域名、団体名、個人名については匿名化している。また、本研究は星槎道都大学学務委員会による倫理審査を受けて実施している。

4. 結果・考察

（1）結果

第一に、福祉有償運送に関する制度の変遷を概観すると、1970 年代からボランティアによる移動支援が行われてきた（NPO 法人全国移動サービスネットワーク・NPO 法人かながわ福祉移動サービスネットワーク・NPO 法人横浜移動サービス協議会 2023）。それは、自家用自動車（白ナンバー）による有償運送とみなされ禁止されていたが、NPO による自家用自動車の移動支援はその必要性から罰則の対象とはされてこなかった。現在は、道路運送法を根拠として、2004 年に許可制、2006 年には「自家用有償旅客運送」として登録することとなっているが、自治体ごとに設置されることとなっている「運営協議会」の存在が福祉有償運送の参入を阻む実態等が指摘されている（嶋田 2011；野田 2015）^{（1）}。

国土交通省で公表しているデータを見ると、移動困難者数は 2022 年に 90 万人を超え（906,251 人）、登録制となった 2006 年のデータ（537,480 人）と比較すると約 1.68 倍の増加となっている。延べ利用数については、2006 年に 362,039 人、16 年後の 2022 年は 351,888 人となっており、大きな変化はみられない。これは、福祉有償運送団体自体にも同様の傾向がみられ、約 2,500 団体を推移している。

2018 年に国土交通省が実施した調査（高齢者の移動ニーズに対応した旅客輸送サービスに関する調査研究）から福祉有償運送事業の概要を押さえると、実施主体は NPO 法人が中心となっており、行政や社会福祉協議会等から補助や助成金等を受けていない団体が約半数あるという結果は、送迎に利用する車両の維持管理にかかる費用や燃料代等も自組織で賄わざるを得ず、昨今、特に団体の継続性の課題も話題になっている。事業運営の収入源となる運送対価が収入の中で最も多く 6 割を超えているが、課題として挙げられている最たるものは「ドライバーのなり手」が不足していることとなっている。ドライバーの多くは高齢世代が多いことから、移動距離が長い輸送や経費の維持にかかる費用等を総合的に

判断すると、依頼を断ったり事業を撤退する団体も少なくないという。

第二に、福祉有償運送のケーススタディ結果については、A地域において2007年から福祉有償運送事業に取り組んでいるNPO法人Bを対象として、2024年6月に実施したNPO法人理事長へのインタビュー調査と利用者の送迎に同行し、観察して得た情報から分析する。NPO法人Bで福祉有償運送に関わるスタッフは理事長を含め3名、運転スタッフは6名（スタッフのうち理事長と1名は送迎も兼ねている）、利用者は100名程度となっている。対象は、要介護認定者、障害者手帳保持者で、高齢の利用者が7割、障害者の利用者が3割となっている。利用料金はタクシー料金の8割とされ、時間指定や車いす利用時等には加算が発生する。

（2）考察

介護保険制度の新総合事業（訪問型D）や障害者総合支援法の地域生活支援事業の移動支援など福祉サービスユーザーと想定される対象者の制度のなかにも移動支援が含まれてきているが、サービス提供事業者は極めて少ない状況にある。

また、ケーススタディを実施し、福祉有償運送だからこそその利用のニーズ（定期的な利用、利用者と運転スタッフの関係性、柔軟な対応が可能）があることが浮き彫りとなった。

昨今の移動に関わる国の支援はライドシェアや自動運転などのモビリティの向上に注力されているが、福祉有償運送に関して、移動に困難のある人の個別ニーズに沿う事業運営のあり方を検討すること、福祉タクシー、住民互助型の移動支援など関連するさまざまな移動保障の選択肢の一つとしての位置づけを再整理することで、事業の参入・継続にかかる制度・実践の課題を解消していくことが求められる。

注釈

（1）福祉有償運送に関する制度の概要については、畠山明子、2024年、「福祉有償運送は移動困難者の課題を解決したのか」『第22回福祉社会学会大会』報告資料より。

付記：本研究は、科研費23K01854の研究成果の一部である。

参考文献

畠山明子、2024、「福祉有償運送は移動困難者の課題を解決したのか」『第22回福祉社会学会大会』報告資料。

国土交通省国土交通政策研究所、2019、「高齢者の移動ニーズに対応した旅客運送サービスに関する調査研究」。

野田秀孝、2015、「福祉有償運送の現状と課題」『人間発達科学部紀要』9（2）：61-66。

NPO法人全国移動サービスネットワーク、2024年、「移動困難者への支援 地域住民の『足』を考える」資料。

NPO法人全国移動サービスネットワーク・NPO法人かながわ福祉移動サービスネットワーク・NPO法人横浜移動サービス協議会、2023、『移動サービス（自家用有償運送）認定 運転者講習テキスト 2021年度改訂版』NPO法人全国移動サービスネットワーク。

嶋田暁文、2011、「福祉有償運送をめぐる法的問題点—運営協議会の合意をめぐって—」『地方自治職員研修』44（10）：24-26。

市町村における地域包括支援センターの設置動向

杉浦 真一郎（名城大学）

現在の日本では、将来にわたる人口の高齢化を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できる環境を整えることを目指し、地域包括ケアシステムの理念に基づき、医療や介護だけでなく、住まいを中心とした生活支援全般の体制構築が重視されている。そのため、全国の市町村ごとにその体制を確立する上での重要な拠点として地域包括支援センターが位置づけられ、2006年度から市町村による設置が進められてきた。地域包括支援センターには、配置すべき専門職（保健師／社会福祉士／主任ケアマネ）について高齢者人口がおおむね3千人以上6千人未満ごとに3職種1名ずつとの目安が示されている。しかし、設置数については国による特段の定めはないため、市町村ごとに個別に判断され、また時間とともに変化もみられる。

厚生労働省資料によれば、2024年4月末現在で全国に5,451箇所（ランチ等を含めると7,362箇所）の地域包括支援センターが整備されているが、市町村の人口規模等によって、その設置数は様々である。このうち政令指定市など大都市では、横浜市の146箇所や大阪市の66箇所、名古屋市の45箇所（分室を含む）など数が多く、逆に小規模な自治体では1箇所のみの場合が大半である。これらの規模の自治体は、いずれもその設置数に近年大きな変化がない。

他方で、これらと対照的に、中間的な人口規模の自治体では、制度開始の2006年度当初から時間が経過する中で、高齢者人口の変化に伴って、地域包括支援センターの設置数を増加させたり、増加のタイミングで運営体制を市町村直営から民間事業者（社会福祉法人や医療法人等）への委託に切り替えたりする動きが近年活発化している。杉浦（2024）は、広域連合によって介護保険が運営されている三重県鈴鹿市および亀山市における圏域の見直しをとともなう地域包括支援センターの増設をめぐり、運営を受託する法人に着目してその再編プロセスを明らかにした。本報告では、より幅広い地域（市町村）における一般的な動向について把握することを念頭に、様々な人口規模の市町村が数多く含まれる福岡県を対象として、市町村別にみた地域包括支援センターの設置状況とその変化について明らかにすることを目的とする。

福岡県の資料によれば、同県内60市町村（29市／29町／2村）には、2024年4月現在で212箇所の地域包括支援センターが設置されており（図参照）、福岡市（57箇所）と北九州市（31箇所）とで全体の4割強を占めている。また全体の3分の2に当たる40市町村は域内に1箇所のみの設置となっている。他方で、2政令市のほか18市町において2箇所以上の設置がみられ、その中では、久留米市や飯塚市で11箇所のほか、大牟田市や宗像市で7箇所（2市ともに基幹型1箇所を含む）、糸島市（基幹型1箇所を含む）や行橋市で6箇所などの設置数が目立っている。

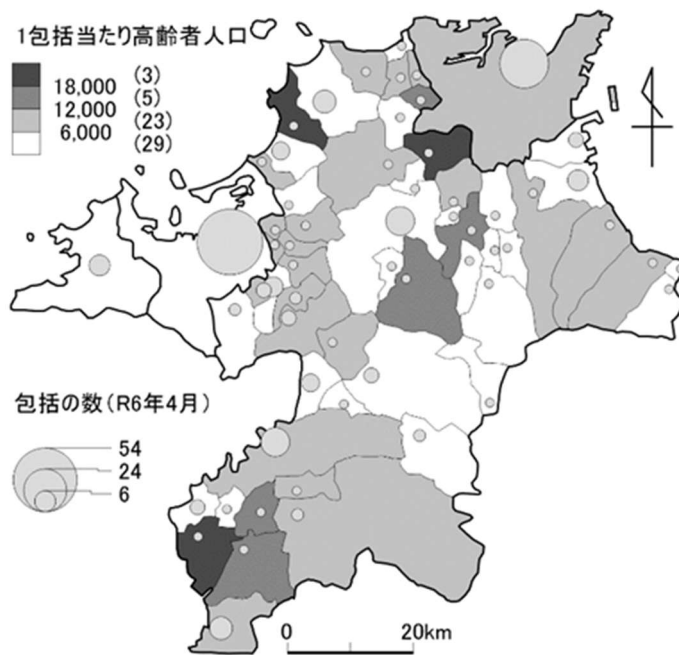
高齢者人口（R2国勢調査）が6千人以上の44市町をみると、半数強の24市町は設置数が各1であり、中には柳川市、直方市、福津市など2万前後の高齢者人口を1つの地域包括支援センターで担当する自治体もある。他方で、苅田町（3箇所）や行橋市（6箇所）、飯塚市、大川市（3箇所）などは1箇所当たりの高齢者人口が平均で3千人前後にとどまっている。このように、設置する地域包括支援センターの数を高齢者人口の規模に照らして集約しつつ配置する3職種等の人員を手厚くするか、個別の地域包括支援センターの規模は最小限にして地域的に分散させるかは、各自治体の判断によっている。

運営方式についてみると、市町村の直営による地域包括支援センターを設置するのは40市町村であり、そのうち基幹型のみ直営による（それ以外は委託）5市（大牟田／小郡／大野城／宗像／古賀）、基幹型以外の直営による設置をする3市（八女／太宰府／うきは）を除く32市町村は直営方式のみを採用している。また、20市町はすべて委託による運営である。

2箇所以上の地域包括支援センターを設置する各市町を対象とした聞き取り調査によれば、2006年度当初からしばらくの間の増設は少なかったが、介護保険事業期間で2期を経過した2012年度頃から増設を始める市町が目立ち始め、とくに2015年度から2018年度あたりにかけて、増設ラッシュと

も言える状況が生じた。この背景には、中長期的な高齢者人口の伸びに対応した地域包括ケアの体制整備の必要性を基底としつつ、2014年の介護保険法改正によって地域包括支援センターの業務に大きく関係する地域支援事業の拡充への対応を迫られたことが挙げられる。また畠山（2024）は、同改正による生活支援体制整備事業の創設が市町村を第1層とする重層的な会議体の設置を促したことを指摘しており、その点も会議体の担い手となりうる地域包括支援センターの増設を後押ししたと考えられる。

直営または委託の別をみると、2006年度当初は直営で設置したものの、設置数を拡大させる際に委託を開始した中規模な自治体もある一方で、中立性重視や保険財政への影響を考慮して直営を維持する自治体もある。ただし、当初から委託先事業者が確保できない場合のほか、委託先の法人が委託契約を更新せず、代替の受託者も確保できず、やむなく直営に戻した事例もある。直営または委託の選択と地域包括支援センターの体制整備をめぐるのは、委託先の確保が可能な地域資源（社会福祉法人や医療法人の立地状況）を前提としつつ、近年では3職種の人員確保の困難性をいかに低減するかが強く問われている。地域包括支援センターに必要な人員の確保に投入せざるを得ないコストの増大は、自治体にとっても外部化（委託化）の大きな動機になってきたと考えられるが、同時に、受託法人にとって撤退の最大の要因にもなっている。こうした事態を受け、国は2024年3月の介護保険法施行規則の一部改正によって、常勤換算方式による職員配置のほか、複数の地域包括支援センター間で弾力的な配置を可能としたが、一定の規模をもつ同一の法人が複数箇所の受託をするようなケースを除いて、その運用は容易でないことも指摘されている。このように、市町村に責任のある地域包括支援センターの設置について、中長期的な安定性が見通しにくい地域もみられる点は大きな課題である。



文献

杉浦真一郎, 2024, 「高齢者人口の増加に対応した地域包括支援センターの圏域設定と拠点配置の再編プロセス」『人文地理』76(3): 153-177.

畠山輝雄, 2024, 「地方圏における地域包括ケアシステムの広域連携とマルチレベル・ガバナンスー愛媛県宇和島圏域を事例にー」『地学雑誌』133(5): 407-427.

声が聴かれてきた/聴かれてこなかった子どもたち

—「子どもの声」言説の変遷の記述—

赤城 拓（京都大学大学院人間・環境学研究科博士後期課程1年）

本報告は、国会会議録を用いて、「子どもの声」言説の歴史的経緯を記述することを目的とする〔図1参照〕。

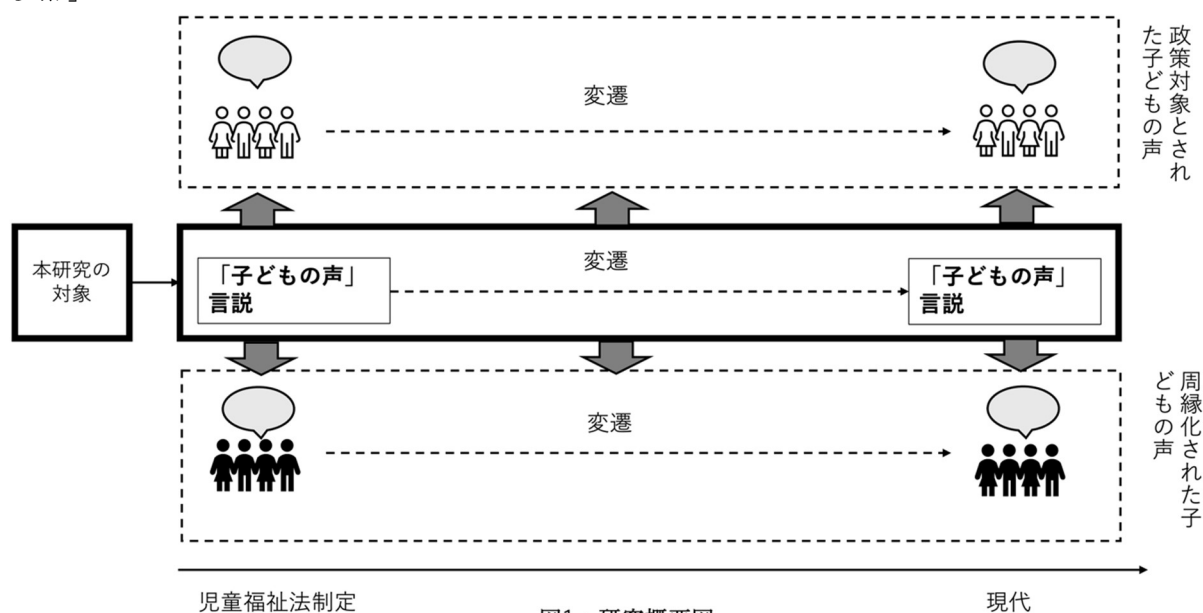


図1：研究概要図

第二次世界大戦以降、国際社会において、「子どもの権利」に対する関心が高まってきている。第二次世界大戦後の1959年に「児童の権利に関する宣言」が明文化され、1989年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択、1990年に発効された（unicef 2024b）。日本では、1994年に「子どもの権利条約」が批准された（unicef 2024b）。以上のように、国際社会では、児童の権利に関する宣言を端緒として子どもの権利を保障する体制が整備されてきた。

子どもの権利条約の採択以降、子どもの権利の中でも特にその重要性が指摘されているのが、「子どもの意見表明権」や「子どもの声」である。子どもの権利条約は、「弱くて大人から守られる存在」という子ども観から、「権利の主体」という子ども観に転換させた条約である（unicef 2024a）。こうした国際社会の変化を受けて、日本社会においても、「子どもの意見表明権」や「子どもの声」を尊重するために、児童福祉法改正やこども基本法の制定などの法整備が進められてきた。

他方で、上記のような国際社会の動向とは対照的に、家族社会学の研究では、子どもの意見表明権を重視することが、子どもの権利の保障であると同時に子どもに対する強制となり得るリスクが指摘されてきた（野辺・片岡 2021: 23）。野辺陽子と片岡佳美は、近年の子どもの権利条約に基づいた子どもの意見表明権利の制度化を〈子どもの準主体化〉（野辺・片岡 2021: 23）と呼び、そうした制度化がもたらす問題を指摘している。

こうした指摘を踏まえて、近年の社会的養護の社会学研究では、インタビューや施設でのエスノグラフィーによって、社会的養護の子どもたちの声が様々な社会的条件によって制約されていることを明らかにしてきた（三品 2023；根岸 2024；宇田 2023a, b など）。これらの研究では、子どもの声を尊

重することによって子どもが満足するとは限らないこと(三品 2023), 社会的養護の子どもたちの〈語り〉が家庭復帰を実現するために「標準的な」家族の〈語り〉に一元化していくこと(宇田 2023a), 施設でのトラブルにおいて子どもたちの訴えが後景化しやすいこと(宇田 2023b)などが指摘されてきた。

しかし, 上記の社会的養護の社会学研究では, 社会的養護の子どもたちの声が制約されている状況が, どのような歴史的経緯によって形成されてきたかが具体的なデータに基づいて記述されてこなかった。他方で, 子どもに関わる観念の歴史的経緯を記述した一連の研究として, 「家族・子どもの社会史・歴史社会学研究」(野崎 2023: 67)があるものの, これらの研究群では『子どもの声』言説自体は対象とされてこなかった。この背景には, これらの研究群では, 子ども当事者の語りを基に「子どもの声」が記述されてきたことがあると考えられる(cf. 野辺編 2022: 203)。ただし, 元森絵里子は, 近代社会以降における「子どもの声」を聞こうとしてきた実践の歴史を指摘しているものの(元森 2021: 31), この指摘は具体的なデータに基づいていない。だが, なぜ現代における社会的養護の子どもたちの声が制約されているのかを明らかにするためには, そうした状況が形成されてきた歴史的経緯を具体的なデータに基づいて記述する必要がある。

したがって, 上記の課題を受けて, 本報告では, 国会会議録を用いて, 政策議論における「子どもの声」言説の変遷を記述する。分析対象とする期間は, 児童行政のあり方が「児童の権利の擁護」を目的とするものとなる契機となった児童福祉法の制定(土屋 2014: 41)から現代までの期間である。なお, 詳細な分析結果については, 大会当日に報告する。

文献

- 三品拓人, 2023, 『児童養護施設のエスノグラフィー: 「実践」からみる子ども生活の社会学』勁草書房。
- 元森絵里子, 2021, 「家族の多様化と子どもという主題——子どもの社会学的考察をいかに組み込むか——」『家族社会学研究』33(1): 28-40。
- 根岸弓, 2024, 『被虐待児の視点からみる児童虐待対応法制度——その構想と制度「評価」の検討』生活書院。
- 野辺陽子編, 元森絵里子・野田潤・日比由利・三品拓人・根岸弓著『家族変動と子どもの社会学——子どものリアリティ/子どもをめぐるポリティクス』新曜社。
- 野辺陽子・片岡佳美, 2021, 「〈家族の多様化〉と〈子どもの福祉〉は両立するか: 特集への招待」『家族社会学研究』33(1): 21-27。
- 野崎祐人, 2023, 「社会的養護政策での『家庭的』の意味とその論理」土屋敦・藤間公太編『社会的養護の社会学』青弓社, 63-94。
- 土屋敦, 2014, 『はじき出された子どもたち: 社会的養護児童と「家庭」概念の歴史社会学』勁草書房。
- unicef, 2024a, 「子どもの権利条約の考え方」
(2024年9月7日取得, <https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>)。
- , 2024b, 「子どもの権利条約の歴史」
(2024年9月7日取得, <https://www.unicef.or.jp/crc/history/>)。
- 宇田智佳, 2023a, 「児童養護施設で暮らす子どもたちの家族をめぐる〈語り〉——家族の再構築に向けた実践に着目して——」『家族社会学研究』35(1): 32-43。
- , 2023b, 「児童養護施設におけるトラブルの構築過程——『トラブルのミクロポリティクス』に着目して——」『子ども社会研究』29: 161-181。

地域福祉の政策化にともなう事例の言説分析

—未解決の生活課題をめぐる言説の不在—

松端 祐介(京都大学大学院)

1. 問いの所在—「事例」が果たしている役割—

本発表では、地域福祉の政策化(永田 2021)が進められる中で取り上げられる「事例」において、住民による福祉活動や、そうした活動による「生活課題の解決」がどのように扱われているのかについて検討する。「事例」は各自治体がそれぞれの地域の状況に合わせて地域福祉を推進するのに重要な役割を果たしている。今日では各市町村が住民主体の活動を軸として地域福祉を推進し、公的な制度で解決されない「制度の狭間」の問題を解決することが政策的に期待されている。しかし、厚生労働省は地域包括ケアシステムの構築や「地域共生社会の実現」というような基本的な政策方針を提示しているものの、具体的にどのように住民による福祉活動を促進するかということについては各自治体に委ねられているため、先進的な自治体の「事例」を参考にしながら、各地域の状況に応じて地域福祉が推進されている。例えば、沖縄市では「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を行う際に、初年度においてまず「事例研究」を行い、当該地域が抱える課題を整理し、取り組みを実施するという手順を踏むとしている(沖縄市 2023)。

一方で、国が政策として無償でなされる住民による福祉活動を促進するということは、国家の公的責任の縮減と表裏一体となっているという指摘がなされてきた(仁平 2011 等)。また、事例が持つ「優良実践(good practice)」を広めようとする「模倣的压力」が、国家が福祉責任を縮減するために住民を動員するのに適切的な同質のコミュニティを生じさせることが指摘されている(Kelly 2007; Somerville 2016)。このように、「事例」は生活課題の解決を目的とする地域福祉活動を促進する反面、結果的に福祉の公的責任の縮小に寄与するものであることが指摘されてきた。それゆえ政策的な観点からすれば、取り上げられる「事例」において、「生活課題の解決」がどのように位置づけられているのかについて明らかにする必要がある。

2. 分析手法

こうした問いを明らかにするために、『「地域共生社会」の実現に向けた取り組みに関する実践事例集』(以下、「実践事例集」と、事例の紹介を通じて地域福祉の実践を推進するという点で政策文書と同様の意味を持つ日本地域福祉学会が授与する「地域福祉優秀実践賞」(以下、「優秀実践賞」)の受賞事例に関して分析を行った。「実践事例集」は、地域共生社会の実現に向けて 2017 年度に行われたモデル事業である『我が事・丸ごと』の地域づくり推進事業を実施した 85 自治体の事例をとりまとめたものである。本発表では地域福祉実践のなかでも住民による福祉活動がどのような役割を果たしているのかについて着目し、住民による福祉活動と関わりが深い「地域力強化推進事業」を行っている 53 自治体について分析した。

さらに「優秀実践賞」の受賞事例に関しても分析した。日本地域福祉学会は、2004 年度より年に 1 回、推薦があった団体から、2 から 3 団体を優秀な実践を行ったとして、「優秀実践賞」を授与している。実際に受賞した団体は、自治体、社会福祉協議会、施設等の社会福祉法人、NPO 法人等多岐にわたっている。この賞が設立された目的としては、「地域福祉に関する優秀な実践を顕彰」し、その実践が「他の模範」となり、「地域福祉の一層の発展と向上に寄与すること」があげられている(日本地域福祉学会 2004)。したがって、「優秀実践賞」を受賞する事例は、政策文書の事例と同じく、広く紹介されることを目的と

しており、現場の実践者にも参考にすべき「優秀」な事例と捉えられていると考えられる。審査基準は4項目から構成されているが、今回は「先駆性・独創性」と「参加性・普及性」の項目に着目して、分析を行った。

3. 結論と考察

分析の結果、制度の狭間にある生活課題が存在しているということ、そうした課題に対応しようとする住民による福祉活動が生み出されているということが事例のなかで強調されていることが明らかとなった。しかし一方で、そこで問題視されている生活課題がそうした実践において、どの程度解決され軽減されたのかということに関しては触れられていないということが「実践事例集」であれ「優秀実践賞」であれ、共通して認められる。事例の中で評価されていたのは、住民による福祉活動の増加や住民の主体性といった「取り組みそのもの」であり、生活課題の解決という「取り組みの成果」は看過されてしまっているのだ。つまり、「事例」で紹介されている取り組みによってどの程度生活課題が解決されたのかという検討がなされないまま、住民による福祉活動の重要性を強調する「事例」が広く紹介されているという状況が生じている。そこでは、住民による福祉活動が活発化することへの政策的な期待が拡大し、結果的に住民による福祉活動で解決しきれない生活課題が不可視化されていることが明らかとなった。

そもそも福祉活動は活動する側にとっても、「生きがい」や気分転換にもなることも多い。また住民による福祉活動の「受け手」にとっても、親しい関係にある住民からの支援だからこそ、支援に応じられるという場合もある。その点で、住民による福祉活動自体には「支え手」にとっても「受け手」にとってもかけがえのない意義がある。こうした住民の取り組みの可能性は積極的に広まっていくべきだと考えられる。

しかし同時に、政策的に推進するのであれば、住民による福祉活動でどの程度地域の生活課題を「解決」できるのかということについて、よりクリティカルに検証することが重要である。住民の生活課題のなかでどのような領域が住民の主体的な参加によって支えあうべき領域として存在するのか、逆に何が「権利」として制度的に保障されるべきなのかということについて、その検討なくしてはこれからの「地域福祉」は展望できないと考えられる。また、地域福祉が「政策化」されるなかで、生活課題が解決しきれない実態があるにもかかわらず、その実態への言及がないまま、住民の福祉活動の重要性を強調する事例ばかりが生産・流通し続けているという現実がある。それゆえ、なぜ、どのようにしてそのような事例が流通し続けるという状況が可能になっているのかということについても検討していくことが今後の課題である。

参考文献

Kelly.J.,2007, *Reforming public services in the UK: Bringing in the third sector*, Public Administration 85(4):1003-22.

永田祐,2021,「地域共生社会の政策化と地域福祉研究の課題—市町村福祉行政における包括的な支援体制のガバナンスの分析枠組み」『日本の地域福祉』34:3-13.

日本地域福祉学会,2004,『日本地域福祉学会 地域福祉優秀実践賞選考規程』.

仁平典宏,2011,『「ボランティア」の誕生と終焉——〈贈与のパラドックス〉の知識社会学』名古屋大学出版会.

沖縄市,2023,「沖縄市重層的支援体制整備事業移行計画」.

Somerville.P.,2016, *Understanding community (second edition): Politics, policy and practice*, Policy Press.

※なお、本発表は松端祐介,2024,「住民による福祉活動の事例はどう扱われているのか——不可視化される未解決の生活課題」『京都社会学年報』32号の内容をもとにさらに分析を加えたものである。

福祉社会学における政策史研究の在り方の検討

—副田義也のアプローチを基盤として—

中野 航綺 (日本大学)

本報告の目的は、公共政策・社会政策を社会学の研究対象とすることの意義と可能性を歴史社会学的視点から検討し、その理論枠組みを提示することである。

社会学研究において公共政策や社会政策は「社会的なもの」を分析する重要な対象として論じられてきた。たとえば市野川容孝(2006)は、「社会的なもの」を「福祉国家」のうちに見出し、これが社会学の対象となることを示している。また武川正吾(2012)は、公共政策の背後に社会が存在することに着目し、「公共政策の社会学は、公共性をめぐる社会学の一部であり、最終的には、そのなかに位置付けられてしかるべき」(p.29)と指摘している。これらの先行研究が示すとおり「社会的なもの」が立ち現れる公共政策・社会政策は重要な社会学の研究領域である。

他方で、そうした研究群に対して歴史的なアプローチが欠けているとする批判もある。たとえば猪飼周平は、社会政策研究や社会保障研究における歴史研究の価値と貢献を肯定しつつ、ヘルスケア領域や社会福祉領域における政策史研究においては、政策的含意を引き出すに至っていないと指摘している(猪飼2019:p.2)。猪飼は、自明視される社会的要素への批判的まなざし、歴史認識の改定を迫るような含意の提示、そしてそれらの政策から見いだされる歴史的トレンドといったものを示せていないことを、政策史の不在とその帰結として批判している。

猪飼の批判は妥当である一方で、これを「どう問うか」についての具体的な分析枠組みは提示されているとは言えない。そこで本報告では、以下の手順で政策史の歴史社会学的アプローチの方法を検討する。

第1に、政策史研究の有効性の再検討を通じ、どのようにして猪飼の指摘するような課題への応答が可能かを検討する。政策形成過程研究と政策史研究の違いを明確化し、政策史研究の意義を再確認する。

第2に、現在の政策形成過程に関する研究における課題を指摘する。すなわち、政策形成過程における社会運動や要求側の記述が充実している一方で、それらの社会的運動を引き受け政策として具体化する官僚や政治家、研究者といった政策形成アクターがどのような判断を積み重ね政策をとりまとめ、社会的な要求が政策として「アウトプット」される過程の分析が不十分であることを論じる。

第3に、政策史研究の社会学的視点からの重要課題として、「政策のアウトプット過程」に注目することの重要性を確認する。すなわち、政策形成の現場では、多様な社会の要求の中からどれを政策化し、どれを排除するのかという権限行使や、さまざまな拘束条件の中で妥協や調整を重ね政策を立案する、といったアクター間の相互行為の分析こそが中心課題であることを示す。

そして第4に、政策の「アウトプット場面」の社会学的分析について、福祉社会学における重要な理論的資源として副田義也の歴史社会学的アプローチ(副田2014)を取り上げる。

副田は生活保護制度の社会史を分析するにあたり、社会制度を、その制度にかかわった人々や諸組織の社会的行為のレベルで分析している。そしてその分析では、福祉国家へと向かう中での諸アクターの葛藤に注目し、その展開をドラマに見立てながら、客観的な位置から分析するという態度をとっている。特に生活保護行政を扱う厚生省社会局の福祉官僚たちに注目して、彼らの政府内外での葛藤と協調を「社会学的肖像画」として描いている。

副田の研究は、生活保護制度を作った官僚たちの「テクノクラートのリアリティ」を描いたものだと評価される(藤村 1996)。とくに生活保護制度・政策の決定・実施をめぐる官僚の状況や帰結の理解を分析しており、またその認識が厚生官僚の置かれた環境に応じて多様に併存していたことを明確にしていることで、「政策というものが何らかの一方的な規定力によって入力と出力が一義的に決まるわけではなく、いくつかのヴァリエーションや選択肢さらには不確実性が含まれ」(p. 397)ることを示した点において、研究の価値が見出されている。生活保護制度の歴史研究から見いだされるこうした特徴は、より広く社会政策の歴史研究における理論枠組みとして応用できると筆者は考える。

また副田の理論枠組みをより今日的かつ実用的なものとするためには、政策形成アクターの行動規範を踏まえることが重要である。本報告では、厚生省・厚生労働省の官僚による政策決定過程に着目した研究(佐藤 2014, 西岡 2021)を手がかりとして、理論的補強を行う。

以上のように、本報告は副田の理論と行政学の制度分析を統合し、社会政策を歴史社会学の分析対象として扱うための理論的枠組みを提示する。この試みは、政策を扱う社会学の意義を再び確かにすることにも貢献するだろう。たとえば Burawoy (2005) は一般大衆と社会学者の間の対話を通じて社会に働きかける「公共社会学」を重視し、社会問題の解決という「クライアントによって定義された目標を達成する」学問である「政策社会学」より重要なものとして位置づけようとしている。他方で政策社会学に向けられた過小評価、つまり政策社会学が決められた目的に従うものであるという前提、自体を疑う必要があるのではないかとの問いかけも、近年なされている(上村 2024)。政策に対する批判的な検討を担う「政策社会学」の今日的なあり方において、政策史研究による社会の批判的省察は有効な方法となる。社会政策の政策史研究を通じ、「社会的なもの」を問いなおす社会政策研究の在り方を提示することが可能となるだろう。

【参考文献】

- Burawoy, Michael, 2005, "For Public Sociology," *American Sociological Review*, 70(1): 4-28.
- 猪飼周平, 2019, 「ヘルスケアと社会福祉における政策史の可能性」猪飼周平編『羅針盤としての政策史—歴史研究からヘルスケア・福祉政策の展望を拓く』勁草書房, 1-20.
- 市野川容孝, 2006, 『社会』岩波書店(思考のフロンティア).
- 上村泰裕, 2024, 「福祉社会学の課題と方法—比較社会政策からの展望」筒井淳也・山根純佳・上村泰裕編『福祉・社会保障』岩波書店, 249-68.
- 藤村正之, 1996, 「テクノクラートのリアリティの析出とその意味」『社会学評論』47(3): 395-402.
- 西岡晋, 2021, 『日本型福祉国家再編の言説政治と官僚制—家族政策の「少子化対策」化』ナカニシヤ出版.
- 佐藤満, 2014, 『厚生労働省の政策過程分析』慈学社出版.
- 副田義也, 2014, 『生活保護制度の社会史—増補版』東京大学出版会.
- 武川正吾, 2012, 『政策志向の社会学—福祉国家と市民社会』有斐閣.

福祉とワークフェアの連続性

—Piven and Cloward 理論をもとに—

小林 勇人（日本福祉大学）

1. はじめに

本報告は、Piven and Cloward 理論を検討することによって、ワークフェアの概念化には、福祉との非連続性ではなく連続性に注目することが有益であると論じる。一般的にワークフェアとは、狭義には公的扶助受給者に労働を義務付ける政策を、広義には社会保障と労働を連携させる政策を指す。

近年、雇用政策と福祉政策の連携を批判的に分析する議論のなかで、「福祉コンディショナリティ」が注目されるようになってきた。同概念は、現金給付や福祉支援にアクセスしようとする人々に、条件を課すことで所定の方角に行動するよう求めることを指す（阪野 2019: 53）。これは近年の福祉改革を、福祉に本来備わっている条件性の強化として捉える議論とみなせる。

対照的に、1990 年代後半以降、福祉国家再編の議論で注目されたワークフェア研究は、アメリカの公的扶助制度の置換（AFDC から TANF）に象徴されるように、旧来の福祉からワークフェアへの変化を捉えようとする傾向が強かった。典型例として、福祉国家に代わってワークフェア国家の出現を唱えた Peck（2001）が挙げられる。だが福祉国家は依然として存続しその再編の方途も多様であるなかで、このような概念化は、類似の概念との競合をもたらす議論に混乱を招く側面があった（小林 2022）。

以下、西欧の歴史から福祉政策の一般理論の抽出を行いアメリカの事例で実証した Piven and Cloward（1993）について、第一に、同理論の概要を示し、第二に、アメリカの事例からワークフェアの概念化を検討し、第三に、福祉がもつ矛盾に注目して同理論の応用を試みる。

2. Piven and Cloward 理論の概要

Piven and Cloward（1993: xv, 3）によれば、救済施策は、貧困者の政治経済行為を統制し、政治経済秩序に奉仕する機能をもつ。すなわち救済施策は、大量失業が騒乱の発生につながるときに開始または拡大され、政治的安定が回復されるときに廃止または縮小される。騒乱を沈静化するために、拡張的な救済施策が秩序を回復するのに十分な失業者を吸収し制御する。また騒乱が弱まると、制限的な救済施策が労働市場に必要な人々を放出する。言い換えれば、救済施策は、主に社会秩序の維持と労働の強制という二つの機能を果たし、周期的に拡大し縮小し変化するのである。

救済施策は騒乱に対処する際、貧困者に単に救済を与えるのではなく、「特定の方途で行為することを条件に」、特に重要なのが「働くことを条件に」とすると論じられる。貧困者に単に救済を与えることは、騒動を鎮めないばかりか悪化しさえするからである。騒動を発生させる引き金は経済的困窮自体ではなく社会制御の崩壊にあり、救済は一時的に機能しなくなった市場の代理の社会制御制度として、人々を労働の役割に戻すことで社会秩序を回復すると述べられる（Piven and Cloward 1993: 7-8）。

経済的混乱が収束し社会秩序が回復すると、就労可能な貧困者は低賃金労働への参入を強制されるが、救済制度は通常は廃止されないと指摘される。登録件数は削減されるが、高齢者や障害者や他の就労困難な者に救済は提供される。しかし、それは困窮を救うためではない。これらの経済的価値を欠く「不能者」を貶め罰することで、最も賃金が低く条件が悪い労働の価値を高め、就労可能な貧困者の労働規範を強化するのである。救済は社会経済的な不公平の維持に深く関与していると論じられる（Piven and Cloward 1993: xv, xix, 3-4, 33）。

3. 儀式としてのワークフェア

Piven and Cloward (1993: 366-7, 381) によれば、ワークフェアはワークハウスに代わって「逸脱者」を貶め罰することで労働規範を強化する儀式である。1971年の初版は、主に1960年代の公民権運動の急進化による騒動や都市暴動と関連して、福祉(AFDC)爆発と呼ばれる登録件数の急増が生じた時期に、そのメカニズムを解き明かすとともに、福祉の縮小局面への移行を予測した。だが19世紀のイギリスで行われたワークハウスの劣等処遇は、20世紀後半には政治的に実行不可能であった。改訂版は、1970年代以降に実施された制限的な福祉政策として、賃金水準の低下と連動して給付金を大幅に削減し、貧困者を救済名簿から追い払うことで悪化する労働条件を受け入れさせ、名簿に残る者をワークフェアや他の儀式化された屈辱にさらす政策を検討している。

さらにワークフェアは労働規範を強化する儀式のみならず、福祉の縮小局面での制限的な福祉政策としても概念化できるであろう。実際、著者等はワークフェアを、狭義にはNPOや政府機関に労働力を提供することによって福祉受給者に給付金を「返済する」よう要請する施策として、広義には労働インセンティブを高める施策や教育訓練プログラムなどを含むウェルフェア・トゥー・ワーク(WTW)改革の総称としても使用している(Piven and Cloward 1993: 381-2)。

4. 福祉の矛盾と二面性

一般的にリベラル派は拡張的な福祉政策を支持し、保守派は制限的な福祉政策を支持するのに対して、Piven and Cloward理論は、福祉政策を縮小期のみならず拡大期も含めて貧困者を統制するものとして批判する。しかし、著者等は福祉の拡大を一つの成果とみなす。なぜなら現金扶助や現物扶助の利用が容易になり、最貧、特に女性と子供の最貧が緩和されたからである(Piven and Cloward 1993: xiii)。

Piven and Cloward理論は、福祉を批判しつつその拡大を評価する点で矛盾しているようにみえるが、実際に保守派とリベラル派の双方から批判を受けた。しかし、Schram (2002: 87-91) が説得的に擁護するように、同理論は福祉の矛盾を理解する枠組みを提示している。すなわち福祉は政治的機能と経済的機能の相反する目的に同時に奉仕し、政治的不安定期には貧困者に扶助を提供することによって政治的安定を促進することを重視し、政治的安定期には貧困者に低賃金労働を強制することを重視する。その結果、福祉は貧困者を支援する側面と貶め罰する側面の両面をもつのである。

社会状況に応じて強調点は異なるものの福祉が政治と経済に同時に奉仕するならば、福祉の拡大期と縮小期の政策はある定度重複するものとして捉えることができるであろう。実際、Piven and Cloward (1993: 382, 396) は、1960年代前半にWTWプログラムが存在し、1970年代以降ランフェアやファミリーキャップのように特定の行為を福祉の受給条件として課すプログラムが実施されたことを指摘する。福祉の拡大期にもある貧困者を貶め罰する側面をワークフェアとして概念化できるかもしれない。

文献

- 阪野智一, 2019, 「イギリスにおける福祉コンディショナリティの展開と影響」『日本労働研究雑誌』713: 52-66.
- 小林勇人, 2022, 「ワークフェア概念の再検討——埋橋孝文と宮本太郎の議論を中心に」『遡航』2: 44-66.
- Piven, Frances Fox and Richard A. Cloward, [1971] 1993, *Regulating the Poor: The Functions of Public Welfare*, 2nd ed., New York: Vintage Books.
- Schram, Sanford F., 2002, *Praxis for the Poor: Piven and Cloward and the Future of Social Science in Social Welfare*, New York: New York University.

子ども食堂言説にみる deservingness の問題

—Q&A コミュニティサイトの投稿から—

豊島 伊織（京都大学大学院）

1. 問題の所在

本報告の目的は、社会保障や福祉的支援の対象として人々が”deserving”と認識している対象やその記述の仕方を、「子ども食堂」に関わる言説から明らかにすることにある。

日本では、「子ども」を対象とする福祉的支援やそれをめぐる社会保障の議論が、この十数年で盛んに行われるようになった。その一方で、「支援されるべき対象」をめぐって、自己責任論のような分断含みの言説も登場するようになっている。特に「子どもの貧困」が問題化・主題化されて以降、支援対象としての「子ども／大人」のような区分は、「大人」の貧困への自己責任論を伴いながらますます先鋭化した対立を産みつつある（堅田 2019）。

こうした問題は、社会保障の対象をめぐる deservingness の問題（すなわち、対象が支援に値するか否かの認識）として位置づけられる。代表的な deservingness の理論として「CARIN モデル」(van Oorschot 2000) があり、deserving であると認識されやすいいくつかの基準やカテゴリが示されている。このモデルのもと、近年の日本の子どもの貧困研究では、deserving とみなされにくいカテゴリの存在がヴィネット調査やサーベイ実験を通じて明らかにされてきた（山田・阿部 2022；田中 2023）。ここで次に求められるのは、子どもへの支援をめぐって「(un)deserving と認識したカテゴリや状態を人々が現実的に記述する方法」を明らかにすることではないだろうか。

上記の問題意識のもと、本研究では「子ども食堂」にかかわる言説に照準する。「子ども食堂」は2010年代前半ごろに登場し、2010年代後半から現在にかけて爆発的に実践が増加しつつある市民活動の一つである。「子ども食堂」は「子どもの貧困」論の系譜で把握されることが多く、報道などでは貧困対策としての意味を持たされ続けてきた。しかし、支援対象の選別に伴うスティグマを忌避するため、「子ども食堂」に開放性をもたせ、大人も含めて参加可能な対象を限定しない方向性が運動家たちによって提起されつつある（湯浅 2019 など）。他方、「本当に支援を必要とする子どもや家庭」に支援を届けることに課題を感じる実践者も多く（NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ 2024）、また「困っている人が行くところ」というイメージも根強くある（黒谷ほか 2019）。こうした状況は、「子ども食堂」の言表が喚起するイメージの中に、「誰が(un)deserving な支援対象なのか」という子どもの貧困研究の論点が埋め込まれていることを示唆する。

そこで本研究は、「子ども食堂」の支援対象をめぐるコミュニケーションから、人々がいかなる対象を(un)deserving と捉え、またそれがどのように記述されているのかを明らかにする。

2. データと方法

本報告では、日本最大級の Q&A コミュニティサイトである「Yahoo!知恵袋」の投稿に見られる記述上の概念連関を分析する。Yahoo!知恵袋の投稿を分析対象に据える理由は、日常的でインフォーマルな相互行為に近く、かつ匿名であるためにタブー視されがちな内容を含む投稿が比較的容易であり、アンケートや聞き取りよりも直接的に人々の認識を捉えられると考えられるためである。

分析対象は次のように絞り込んだ。まず、時期を「子ども食堂」が初めてメディアに登場した 2012 年

から2024年までの投稿に限定した。次に、支援対象としての「子ども／大人」のような区分を問題化した投稿に焦点化して分析するため、検索語を「子ども食堂 AND 大人」として抽出(N=206)したのち、子ども食堂の「対象」について述べていると判断できた投稿(例えば「子ども食堂に大人が食べに来てもいいのか」など)にさらに限定し、最終的に67件に絞った。分析対象には各投稿に対する回答も含んだが、生成AIによる自動回答は除いた。

3. 分析結果・考察

分析の結果、以下の3点が明らかになった。

第一に、「子ども食堂」に非・子どもが参加することの是非をめぐって、①大人は行けない、②誰がきてもよい、③運営者の方針次第といった内容の投稿が見られ、投稿時期が下ると②③が増加した。

第二に、「子ども食堂」に行くべきでないカテゴリとして、いくつかの具体的な対象を名指した批判的な投稿が確認できた。具体的な対象には、「高齢者」や「自己中心的な親」などがあつた。

第三に、複数の記述ケースから、上記のような言及がYahoo!知恵袋に特有の「質問－応答」の形式を応用する(例えば「不満表明－同調」といった相互行為ペア)ことで可能になっていることがわかった。

これらの結果は、「子ども食堂」の支援にdeservingな対象の認識範囲が拡大しつつある一方、「貧困世帯の子ども」のような「絶対弱者」表象(仁平 2019: 53)に当てはまらない種々のカテゴリを、人々が「子ども食堂」にとってundeservingな対象と認識していることを示すものである。undeservingと認識されたカテゴリはdeservingnessをめぐる先行研究の知見におおむね一致していた一方、そうした認識が「質問－応答」の形式を応用する形で表出可能になっていることは、deservingness認識の構築プロセスに関わる重要な示唆をもつ。

文献

堅田香緒里, 2019, 「「子どもの貧困」再考: 「教育」を中心とする「子どもの貧困対策のゆくえ」佐々木 宏・鳥山まどか編『教える・学ぶ: 教育に何ができるか(シリーズ子どもの貧困③)』明石書店, 36-57.

黒谷佳代・新杉知沙・千葉剛・山口麻衣・可知悠子・瀧本秀美・近藤尚己, 2019, 「小・中学生の保護者を対象とした「子ども食堂」に関するインターネット調査」『日本公衆衛生雑誌』66(9): 593-602.

仁平典宏, 2019, 「「転用空間」としての市民社会: ホームレスの生存運動と「市民」の間」大賀哲・仁平典宏・山本圭編『共生社会の再構築2: デモクラシーと境界線の再定位』法律文化社, 51-67.

NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ, 2024, 「こども食堂の現状 & 困りごとアンケート vol19 結果報告」

https://musubie.org/wp/wp-content/uploads/2024/09/musubie_Qvo9B9.20b_Final_Ver..pdf, 2025年4月28日閲覧.

田中祐児, 2023, 「貧困者の子どもの有無が貧困の帰責に与える影響: オンラインサーベイ実験による検討」『社会学評論』74(3): 502-18.

山田壮志郎・阿部彩, 2022, 「コロナ禍と「援助に値する」貧困: 市民を対象にしたビネット調査を用いた分析」『大原社会問題研究所雑誌』766: 2-15.

van Oorschot, W., 2000, Who Should Get What, and Why?: On Deservingness Criteria and the Conditionality of Solidarity Among the Public. *Policy & Politics*, 28(1): 33-48.

湯浅誠, 2019, 「こども食堂の過去・現在・未来」『地域福祉研究』47: 15-27.

持続可能な“ホームレス”支援実践とは

—民間非営利セクターへのインタビューから—

○松崎 良美（青森県立保健大学）・岡本 菜穂子（上智大学）・グライナー 智恵子（神戸大学）・金田 美穂（株式会社ミヒータ）

本報告では、今日における困窮者支援の実態において民間非営利セクター（ここでは主に NPO 法人の民間ホームレス支援団体を指す）が持つ役割の大きさに着目し、民間非営利セクターが、持続可能でかつ柔軟な困窮者支援を展開していくための課題や問題をどのように認識し、実際の活動でどのような工夫や苦労を経験しているのかに着目した半構造化面接の結果概要を紹介する。

現在、わが国で公表されているホームレス状態にある人は2,820人とされ、減少傾向にあることが報告されている（厚生労働省、2024）。しかしながら、欧州ホームレス支援全国組織連合（FEANTSA）が開発した「ETHOS: The European Typology of Homelessness and Housing Exclusion（ホームレスと住宅排除の欧州類型論）」と、その短縮版「ETHOS Light（ETHOS ライト）」に照らすと、日本の統計上の定義は最も狭義な路上生活（ラフ・スリーパー：ETHOS Light）のみを対象としたもので、必ずしも生活困窮者がおかれた実態を妥当に示すものとはみなせない。実際にネットカフェや24時間営業しているファミリーレストラン、友人・知人の家など、雨風をしのげる場所に何とか転がり込んで生きつないでいるような不可視化された生活困窮者の存在が指摘されている（今野晴貴 2024）。本報告においては、“ホームレス”という用語を、「不安定な居住状況にある人たち」と定義し、議論していくこととする。

困窮者およびホームレス状況にある人びとの内実は、社会事象による影響を受けながら変化し、支援実践もそれに対応する形で変容させていくことが求められてきたといえる。一方で、先述したとおり、不安定な居住状況にある人たちの存在は指摘されているものの、その正確な実態を把握することは困難で、生活困窮状態にある人たちの実態は不可視化されてきたともいえる。また、須田（2019）が指摘するように、困窮者支援の活動を担う主体が「行政システムに参加することによる制度化」の影響を受けることで、対人サービスが財政的に不安定になり、行政から管理され報告義務に追われ、安定的な財政基盤を持てるよう四苦八苦していくようなありさまは、民間非営利団体が必要な支援活動に従事する際の制約を生み、新たな負担をもたらしている可能性も考えられた。

困窮者・ホームレス支援に取り組む民間非営利セクターは、どのように実態を見極め、支援活動を推進してきたのか／推進しようとしているのか。支援活動の担い手としての個々人は、それぞれの組織の中でどのような葛藤を経験し、それでも支援活動に従事するモチベーションをどのように維持してきたのか。2024年12月から2025年2月にかけて、東京、愛知、大阪、福岡の4都市圏で活動する民間非営利セクターの代表および活動を中心的に担う方々を対象に、2時間から2時間半程度の半構造化インタビューを実施し、困窮者・ホームレス支援における課題や組織運営における課題や苦労などを伺った。

お話を伺った4施設の支援者は、組織設立の発起人となった方が1名、前任者を引き継ぐ形で組織の運営に取り組まれている方が2名、中心的に運営に従事する者のそばでともに活動する方が9名であった。また、調査に協力くださった方々の性別は、男性が8名で女性が5名であった。インタビューは、現場の状況に委ねながら実施し、もともと支援を受ける側であったが、今は支援を行う組織の活動にメンバーとして携わっておられる方も同席してコメントをいただくケースや、民間非営利セクターの

専従スタッフではなく、ボランティアとして中心的に関わってこられたような方々も一緒にインタビューの場に参加して下さったケースもあった。インタビューで多くの場合、組織の運営を中心に担っている方が主導して回答を行ったが、中心的なメンバーの身体を気遣い、周囲のスタッフや協力者が補足的かつおのこの立場から言及するケースもあった。

いずれの団体においても、かつての困窮者・ホームレス支援で対象者として想定されるような中高年男性に加えて、より広範囲な層をアウトリーチの対象とみなす必要性が指摘されていた。それは、支援活動を進めていく中で、従来対象となりやすかった中高年男性の数が減少し、若年層や女性、子どもの支援要請が肌感覚として増加しているという実感があったからだという。実際に、新しいプログラムを立ち上げるほか、行政や他団体との連携をはかろうとしているケースもあった。

実際に活動内容を必要に応じて柔軟に手を広げることができていた民間セクターでは、現場にたつ活動従事者に大きく裁量が委ねられていたこともわかった。インタビュー対象者たちは、前任者たちが何も言わずに活動を応援してくれていることや、自分たちを信頼して任せてくれていることに対する感謝も口にしており、次世代に活動の主導権が引き継がれながら、時代状況にあった新しい動きが展開していく様子がうかがえた。一方で、組織としての「哲学」がうまく共有されないことや、推進していくべきと考える若手発の活動案がなかなか受け入れられない例、支援活動の担い手が高齢化し、従来どおりの運営が厳しくなりつつあるにもかかわらず、後継者が見つからないといった苦勞を語る団体もあった。それぞれ、性格の不一致や人柄の問題がコミュニケーションを成り立たせなくしているといった実情や、経済的に安定した職業として保障できないことが、問題の背景にあるものとして語られており、意義ある、必要な活動のはずなのに、組織運営における課題を抱えながら、現場の課題に対応せざるを得ないといった状況がうかがえた。

そもそも、「こういった支援は、本当に自分たちのような民間団体がしなくてはならないようなものなのだろうか?」といった行政の役割を問うような声も聞かれる反面、支援活動そのものが地域の方々とのつながりを実感させるものになっていたり、社会変革、社会を担う若者を育てていくといった社会活動としての側面も持たれていたりする声も聞かれた。民間非営利セクターが、市民が社会問題として課題を共有し、活動に携わっていく舞台として機能する役割を持つよう期待されていることは言うまでもないが、「行政が本来果たすべき」という声も聞かれるとおり、困窮状態に陥った方が役所の紹介を受ける形で民間非営利セクターを訪れるなど、行政から民間に委託されるような形で困窮者・ホームレス支援が展開されている例もみられたほか、支援内容が必要に伴って多岐に及び、実務が非常に過重になっている事例もみられた。今後、さらに分析をすすめる、社会問題として“ホームレス”の問題を捉えたとき、市民社会が有機的に機能していくための「社会」について検討を進めたい。

文献

厚生労働省, 2024, 「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39817.html 2025年4月29日最終閲覧

須田木綿子, 2019, 「福祉」領域における市民の活動の制度化と再生」『福祉社会学研究』16巻: 81-98 ページ。

今野晴貴, 2024年, 「ホームレスが「過去最少」は虚構? 事実の隠蔽に対抗する社会調査の必要性」 <https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/ef0d4be8861ec4d282904e25f0cb7df8f136c44a> 2025年4月27日最終閲覧

FEANTSA Working Together to End Homelessness in Europe, <https://www.feantsa.org/en/about-us> 2025年4月27日最終閲覧

母子世帯における所得と暮らし向き評価の趨勢的变化

稲葉 昭英（慶應義塾大学）

1 報告の目的

母子世帯で育つ子どもたちは二人親世帯に育つ子どもたちに比してライフコース上にさまざまな不利を経験することが明らかにされている。そうした不利が生み出されるメカニズムは複数想定しうるが、その中核にあるのが「世帯所得の低さ」である。しかし、母子世帯がそのライフステージの展開上にどのような所得の変化を経験するのか、またそうしたパターンに時点間で変化がみられるのかは明らかにされていない。さらに、そうした世帯所得とは別に、暮らし向きについての主観的な評価が同様な変化を示すのか、これについても明らかにされてはいない。本報告では、労働政策研究・研修機構（JILPT）による子育て世帯全国調査の6時点のデータを用いてこの問題を明らかにしていきたい。

2 方法

2.1 データ

子育て世帯全国調査の2011年、2012年、2014年、2016年、2018年、2022年の6つのデータを結合させて用いる。いずれもクロスセクショナルなデータであり、反復横断調査に近いデザインである。なお、データ中では18歳以上の子どもが同居する世帯は少ないため、対象世帯を18歳以下の同居子のいる世帯のみに限定した。さらにひとり親世帯のうち、父子世帯については標本数が十分に確保できないため、二人親世帯と母子世帯のみに対象を限定した。粗所得については全11,308人のうち2,583人（22.84%）が欠損値となっており、等価世帯所得については2,683人（23.73%）が欠損値となっている。したがって、所得に関する分析では等価世帯所得のサンプルサイズ8,625（11,308-2,683）を用いる。これに対して暮らし向き評価の欠損値はわずかであり（73人、0.65%）、11,235人のサンプルサイズが利用可能であるため、このサンプルサイズを使用することにする。

2.2 変数

従属変数

所得については世帯の粗所得およびそれに基づいた等価世帯所得を用いる。粗所得は世帯の年収について実数（万円）で測定されているが、年次間の物価の変動を考慮するために消費者物価指数の総合値を用いて金額の標準化を行い、2020年の所得水準を基準として各年の所得を調整したものを用いる（以下、調整所得とよぶ）。等価世帯所得はこの調整所得を世帯人数の平方根で除したものであるが、等価可処分所得との差異は大きくないことが報告されているため（石井・山田 2007）、分析に耐えうるものと判断した（以下、等価所得とよぶ）。

暮らし向きについての主観的評価（以下「暮らし向き評価」と略）を用いた。これは、「あなたは現在の暮らし向きについて、総合的にみてどのように感じていますか」という教示によって、大変苦しい(1)、やや苦しい(2)、普通(3)、ややゆとりがある(4)、大変ゆとりがある(5)の5段階で評定を求めるもので、得点が高いほど生活にゆとりのあることを意味する。

独立変数

調査年次については調査の行われた2011、2012、2014、2016、2018、2022の各年を用い、回帰分析においてはそれぞれダミー変数とし、レファレンスカテゴリーは最初期の2011年とする。ライフステージについては同居している末子の年齢を用いて、0-3歳、4-6歳、7-9歳、10-12歳、13-15歳、16-18歳の6カテゴリーで区分を行った。ダミー変数として使用する場合には最初期の0-3歳をレファレンスカテゴリーとする。

家族構造については二人親世帯・母子世帯の区分を用いる。これらの家族構造は直接回答者に質問する形で測定されており、「あなたのご家庭はつぎのどの世帯類型に一番あてはまりますか」の教示によって「母子・父子世帯」「ふたり親世帯」「親のいない世帯」の3カテゴリーによって回答が求められている。なお、質問項目には「離婚に向けて手続きが進んでいる場合は母子・父子世帯」、「単身赴任などで一時的に別居や事実婚の場合はふたり親世帯」を選択するような教示が同時に示されている。家族構造をダミー変数として用いる場合には母子世帯をレファレンスとする。

本報告ではまず所得の変化や格差を検討するために、基本的には調査年と末子年齢によるライフステージ上の差異を把握することが目的となる。そのうえで、家族構造による格差の調査年・ライフステージ上の変化を検討することになる。暮らし向き評価についても同様の方法をとるが、主観的評価であり回答者の性別による差異が想定しうるため、統制変数として性別（男性ダミー）を用いる（なお、母子世帯の回答者は全員母親であり女性である）。所得および所得格差の推定が目的であるため、統制変数は最小限とした。

3 結果

調整所得、等価所得いずれにおいても二人親世帯と母子世帯の格差は近年ほど大きくなっており、またライフステージの後半に格差が大きくなる傾向が示された。他方、暮らし向き評価についてはこうした傾向は示されず、近年になるほど格差が拡大したり縮小したりする傾向は見られず、またライフステージ上の変化も看取されなかった。所得に見られる格差の拡大は母子世帯の貧困化というよりは、二人親世帯の所得の上昇、とくに大卒共働きカップルの増加から生じていることが推察された。暮らし向きの評価は所得の差異とは必ずしも連動せず、両者は異なったメカニズムによって作動していることがうかがわれた。暮らし向き評価には所得に反映されない現物給付的な政策の効果の影響があると思われるが、今後さらなる検討が必要である。

とはいうものの、所得・暮らし向き評価いずれにおいても二人親世帯・母子世帯間に大きな差異があることは改めて確認された。そうした格差自体が縮小している傾向は示されなかった。今後ともに格差の縮小が目指されるべきであるが、二人親世帯の所得の増加が著しい（稲葉 2024）以上、所得面での格差の縮小は現実的には難しいと考えざるを得ない。相対的貧困率は等価（可処分）所得の全体の分布の変化によって変動する部分があり、正規雇用共働きを中心とした中高所得者が増加し低所得者の所得にそれほど変化がない場合には所得の中央値が上昇し、貧困線の基準が高まることで相対的貧困率が高くなる可能性がある。少なくとも今後は所得格差のみを問題にするのではなく、現物給付的な政策の効果も考慮した格差を検討していくべきだろう。

〔付記〕子育て世帯全国調査は周燕飛氏（現日本女子大学）が中心となり実施された調査である。本研究はその後この調査を引き継がれた田上皓大氏（JILPT）によるデータの整備の結果に多くを負っており、田上氏を中心とした研究プロジェクトの一環である。また本研究はJSPS 科研費（23K01777、16H06323）による研究助成を受けている。

母親から支援者への変化のプロセス

—発達障害児の親の会運営者の語りから—

栗田 朋香（京都大学大学院）

1. 問題の所在

本報告の目的は親の会を運営する母親たちが親の会の結成に至るまでにどのような経験をしているのかを、母親たちの主観に着目して明らかにすることにある。

発達障害者家族への支援はいまだ充実しているとはいえない現状がある。この状況において、母親たちはその不足を補うように、時に行政と対立しながら草の根の活動を行ってきた（森口 2015）。その一つが親の会である。親の会についての先行研究では、後述する通り結成経緯について議論が蓄積されてきたものの、個人レベルの動機のみに着目しており、他の親への支援提供といった他者への志向をめぐり、親たちがどのような経験をしているのかを考慮に入れてこなかった。本報告ではこうした母親たちの経験を主観的な視点から明らかにすることを通じ、より親の会と行政が協働し現状解決に取り組むための知見を導出することを目指す。

2. 先行研究の検討

親の会に関する先行研究では、参加者の自己変容や内面的効果（松井ら 2016）に加え、会の内部で生じる諸現象（井上 2005；山田 2002）にも注目が集まってきた一方、いかに親の会が形成されるのかという点も重要な研究課題とされてきた。親の会を含めたセルフヘルプグループの形成過程を調査した研究成果（小野 2007）に対し、障害児の親が「親当事者」として主体化されていく過程をより詳細に検討する必要があるとして、通山は苦しい状況から親の会結成までの親の変容を「障害の否認と懸命な療育」など出来事ベースで記述している（通山 2019）。

しかしながら、親の会の形成過程に関する先行研究には2つの課題が残されている。

まず、通山以前の研究は2000年代以前に結成された親の会を対象としており、2010年代以降の親支援の変容が結成過程へ与える影響を考慮できていない点である。2010年代以降、児童発達支援・放課後等デイサービスの制度化、ペアレントメンター制度の成立、相談・カウンセリング事業等の展開等、家族への支援がより充実しつつある。これらの動向を踏まえると2000年代と2010年代以降では親の会の結成背景が異なると考えられる。

次に、他者との関係性や他者を志向する動機に関する分析は十分に行われていない点である。親の会の結成や運営といった実践に踏み出すためには、母親たちに他者に向けた何らかの志向が存在していると考えられる。なぜなら、親の会は他の親を援助するという点において、援助行動の一形態であると位置づけられるからである。援助行動に関して、Batsonは、援助行動が自己利益に基づく動機だけでなく、自己利益とは無関係な利他的動機によって生じることを示している（Batson 2012）。また、ある母親の支援活動に関する語りを扱った研究では、支援活動を行うようになった動機として、自分の子どもが受けた支援を他の子どもにも届けたいという利他的動機が語られている（遠藤 2021）。これらの知見を踏まえると、親の会の結成の背景にも、他者を志向する動機が存在していると考えられる。したがって、親の会を担う母親たちの動機を理解するにあたって、「障害の否認と葛藤」といった、他者を考慮しない個人レベルの葛藤のみに着目する視点では不十分であるといえる。

以上の検討を踏まえ、他者への志向を生じさせる母親の主観的経験に焦点を当て、親の会結成までの過程を検討する。この検討を行うことで、親の会と行政が協働的な関係性で現状の課題解決を図る際の手がかりを見出すことができる。親の会と行政は時に対立的な構図に陥る事がある（山岡 2009）。しかし親の会結成の背景にある主観的な経験や感情を明らかにすることで、行政側が親の立場や動機への理解を深めることが可能となるだろう。

3. 調査対象

本報告では関西圏で親の会の設立・運営に携わり、かつ自身も障害児の母親である女性5名の語りを分析対象とする。この5名へはZoomまたは対面で半構造化インタビューを実施した。5人ともに子どもは小学校から高校生である。すべての親の会は2010年代後半、2020年代に設立されており、比較的近年設立されたことを踏まえると経験の想起のしやすさ、年代の新しさという点で本調査の対象として適切である。インタビューに先立ち、調査の概要、インタビュー・録音の中止・調査協力の撤回

が随時可能であること、プライバシーへの配慮、研究従事者の問い合わせ先について書面及び口頭で説明を行い、同意を得た。

4. 結果

インタビュー調査から3つの論点が見いだされた。

まず、「子どもと母親双方の不適切な待遇に対する怒り」である。これは親の会設立者自身が体験した、非常に孤立した育児や、学校や支援機関から子どもが不利を被るような不適切な対応を受けたことに対する怒りを原動力として親の会を結成したという語りである。

次に、「障害受容をしない障害児の母親たちへの危機感」である。これは支援級にいれることで目立ってしまうのは嫌だという親、支援級なんかに絶対入れないと真っ向から拒否する親、子どもの障害を全く問題視していない親と出会う中で、そのような母親たちをなんとかしなければならないという危機感を原点に結成したという語りである。インタビューをした母親たちがこのような危機感を抱く背景には、設立者たちが非常にスムーズな障害受容を行っていたこと、また、なによりも子どもを第一に考える志向を強く持っていることがあった。

最後に、「自身と同じような境遇にある障害児の母親たちへの共感と利他心」である。これは設立者が経験した孤立した子育てや不足していた支援の経験から、同様の状況に置かれている母親たちに共感し援助したいという語りである。援助したいという強い志向には、親の会の設立者たちが対人支援職や教職という人を援助する職業に就いていた経験があることが強く影響していた。

5. 考察

本研究の結果から2つの点を指摘できる。

第一に、当事者に関する議論を参照し、親の会を設立・運営する母親たちは障害児の親となることで生じた困難を経験しているだけでなく、障害児の親としての自己を確立しているといえる。

第二に、障害児の親のニーズが障害を持つ子ども本人の一次ニーズから派生する派生ニーズであることに起因し、本調査の対象となった母親たちには当事者となるプロセスに特異性が存在することである。親の会の結成の動機として語られる危機感は子ども本人の一次ニーズを活動の原点として捉える考えであり、この場合、「障害児の親」ではなく「障害児」の位置を引き受けている。一方で同じような親への共感や支援の志向は障害児の親のニーズが中心にあり、「障害児の親」の位置を引き受けているといえる。つまり、障害児の親は「障害児」と「障害児の親」双方の位置を引き受けた結果、支援者としての活動が行われている。

文献

- Batson, Charles, D., 2010, *Altruism in humans*, New York: Oxford University Press. (菊池章夫・二宮克美, 2012, 『利他性の人間学——実験社会心理学からの回答』新曜社.)
- 遠藤野ゆり, 2021, 「発達障害児の母親の生き生きとした語りからその強さを読み解く」村上靖彦編『すき間の子ども, すき間の支援——一人ひとりの「語り」と経験の可視化』明石書店, 50-83.
- 井上信次, 2005, 「専門知の生産と再生産」『ソシオロジ』50(1): 69-85.
- 松井藍子・大河内彩子・田高悦子・有本梓・白谷佳恵, 2016, 「発達障害児をもつ親の会に属する母親が子育てにおける前向きな感情を獲得する過程」『日本地域看護学会誌』19(2): 75-81.
- 森口弘美, 2015, 『知的障害者の「親元からの自立」を実現する実践——エピソード記述で導き出す新しい枠組み』ミネルヴァ書房.
- 小野智明, 2007, 「セルフヘルプグループの主体形成と支援方法に関する研究」『社会論集』(13): 104-131.
- 通山久仁子, 2019, 「発達障害のある人の『親当事者』団体による地域福祉活動の生成・展開過程に関する研究——リーダー層の主体化に着目して」立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科 2019 年度博士論文.
- 山田哲也, 2002, 「不登校の親の会が有する〈教育〉の特質と機能——不登校言説の生成過程に関する一考察」『教育社会学研究』71: 25-45.
- 山岡修, 2009, 「地域における特別支援教育に関する親の会やNPO 団体等の取組状況と課題」, 文部科学省ホームページ, (2025 年 4 月 29 日取得, https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2009/09/30/1285258_5.pdf).

脳性まひ児・者の生活再構築プロセス

—当事者の語りの分析から—

酒井 宏美（九州大学大学院）

1. 問題の所在

本報告の目的は、現代を生きる脳性まひ児・者の生活再構築プロセスを当事者の語りから描出するとともに、そこで得られた知見を基に、障害の社会モデルが当事者の経験をどの程度説明し得るのか、またどのような限界を有するのかを検討することである。

脳性まひ児・者の生活は、社会における障害の捉え方や支援体制の進展とともに大きく変化してきた。戦後長らくの間は教育や就労の機会から排除され、「施設の中での制約の多い生活」や「家族の庇護と監視のもとでの生活」（立岩，1999）を余儀なくされた。これらの時期は、しばしば本人の意思とは切り離された形で生活が営まれていたといえる。転換期となったのは、1970年代の障害者解放運動の活発化である。その主導的役割を担った日本脳性マヒ者協会「青い芝の会」は、能力によって人間の価値が決められる社会的価値観や、障害を否定的に捉える従来の障害観を激しく批判し、地域での自立生活や当事者主体の必要性を主張した（荒川・鈴木，1997）。この運動は、障害者の困難を個人の身体ではなく社会構造の中に見出し、あわせて当事者が自らの生き方を決定し、社会を変革し得る主体であることを示した点で大きな意義をもつ。続く1980年代にはノーマライゼーションの理念が日本へ導入され、1990年代の障害者福祉に関する法律の抜本的改正へと至る。この流れの中で、障害者が地域で必要な支援を得て生活するための基盤が整備されていった。さらに2000年代以降は、インクルージョンの理念のもと、共生社会の実現に向けた環境整備が一層推進されている。

以上のように脳性まひ児・者の生活環境は、施設や家庭での保護・隔離から、地域での自立、共生へとその様相を変えてきた。しかしながら、当事者が実際にどのような生活を営み、社会理念や制度をどのように経験しているのかを明らかにした研究は少ない。加えて、脳性まひが生涯にわたる障害であることを考慮すれば、生活の全体像の把握にはライフコース全体を視野に入れた長期的視点からの検討が不可欠であるが、この点に関する知見の蓄積も限られている。

そこで本研究は、脳性まひ児・者が各ライフステージで直面する状況に対し、いかなる対処戦略を用いているのかに着目しながら、ライフコースを通じた生活再構築プロセスを明らかにすることを目指す。

2. 方法

2024年9月～11月に、20～50代の成人脳性まひ者9名を対象に半構造化面接を実施した。対象者の選定基準は、幼少期から心理リハビリテーションに取り組んでいること、自身の体験を言語化できることの二点とした。面接では、進学や就職など主なライフイベントの経験を、幼少期から現在に至る時間軸に沿って聴取した。面接内容は同意を得てICレコーダーに録音し、それを基に逐語録を作成した。

心理リハビリテーションは、成瀬悟策が1970年代初頭に提唱した、動作訓練を中心とする脳性まひ児・者の支援プログラムである（成瀬，1973）。身体的・心理的・社会的側面からの包括的アプローチと、当事者と専門職の長期にわたる協働を特徴とする。このような支援プログラムへの参加者は、ライフコースを通じて培った障害への対処や生活上の工夫を具体的に語ることが期待されるため、本研究に適していると判断した。

分析には、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（以下、M-GTA）（木下，2007）を用いた。M-GTAの手続きに従い、分析テーマを「脳性まひ児・者の生活再構築プロセス」、分析焦点者を「幼少期から心理リハビリテーションに取り組む成人脳性まひ者」と設定し、概念生成と理論構築を行った。

3. 結果と考察

（1）生活再構築プロセス

生活再構築プロセスは、就学期と就労期とで異なる様相を呈していた。就学期においては、勉学や資格取得など、スティグマを向けられがちな属性とは異なる領域で努力し、他者からの承認を得ようとする傾向が見られる。しかし受験や就職活動に際して社会的障壁に直面し、現実的な制約の中での選択を迫られる。結果として就学期は、内面化された健常主義と社会的障壁との狭間で葛藤する時期として特徴づけられた。一方、就労期においては、役割の獲得による安定感、あるいは役割遂行に伴う心身の疲弊を契機に、趣味や余暇活動といった新たな領域へと踏み出す傾向が見られる。これは、支配的な既成価値への従属から脱却し、自分自身の価値観や興味・関心を軸に生活を再構築する転換点と捉えられた。

（2）対処戦略

ライフステージの進行を経て獲得された対処戦略として、〈身体を活用〉と〈社会との調整・交渉〉の二つが見出された。これらを支える動機には、障害体験を社会に還元する〈障害体験の価値化〉と、満足感、楽しさ、興味、学びなど内的動機に根差す〈自己充足的活動〉があった。先行研究では主に前者が報告されてきたが、本研究においてはむしろ後者が多く語られた点が注目される。この背景には、社会環境・社会資源の整備による障害者の活動機会の増加や、社会的役割よりも自分が好きなことややりたいことを重視する価値観の広がりが増加していると推察された。また、本研究の調査協力者は就労や自立を既に一定程度達成している人が中心であり、さらなる自己実現を追求する段階にあったことも一因と考えられた。

（3）障害の社会モデルの批判的検討

本研究からは、障害の社会モデルに基づく環境整備やその考え方の浸透が、脳性まひ児・者の社会参加を促進・拡大してきたことがうかがえた。それと同時に、自分らしい生活の探求を動機として当事者自らが社会との関係性をつくり変えていく、能動的なプロセスも示された。これは、社会の変化が個人を包摂するという一方向的図式にとどまりがちであった従来の社会モデルの枠組みを超えて、個人の行動もまたインクルーシブな社会への変革を加速し得るという、社会から個人へのベクトルだけではない双方向の関係性を示唆するものである。今後、個人と社会の双方向のプロセスがどのような要因によって促進・阻害されるのか、その具体的なメカニズムを明らかにすることが、社会モデルの理論的・実践的發展につながっていくと考えられた。

文献

- 荒川章二・鈴木雅子，1997，「1970年代告発型障害者運動の展開－日本脳性マヒ者協会「青い芝の会」をめぐって」『静岡大学教育学部研究報告（人文・社会科学篇）』47:13-32.
- 木下康仁，2007，『ライブ講義 M-GTA：実践的質的研究法－修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチのすべて』弘文堂.
- 成瀬悟策，1973，『心理リハビリテーション』誠信書房.
- 立岩真也，1999，「自立生活運動」『福祉社会事典』弘文堂.

沖縄県・大阪府におけるハンセン病療養所退所者の集団的 実践について

—回復者の会の成立のプロセスと活動内容に着目して—

千歩 弥生（中央大学大学院）

本報告は、ハンセン病療養所退所者たちが社会の中で行ってきた集団的実践を明らかにするための準備段階として、大阪・沖縄での当事者団体の成立の過程と活動内容を比較しながら検討するものである。

ハンセン病はらい菌によって引き起こされる慢性の細菌感染症だ。らい菌の感染力はごく弱く、また1943年に特效薬であるプロミンが開発されてからは、後遺症もなく完治可能な病となった。しかし日本においては、過去には感染力が強い病、あるいは遺伝病であるといった誤認があったことから、長く差別の対象となってきた。特に1931年からの癩予防法は国が療養所への強制収容と隔離を推し進めることでこうした差別を助長させるものであった。

それゆえ実際には感染力も弱く、遺伝などもしない病気であるにもかかわらず、「ハンセン病に罹っていた」ということは、それを知られるだけで排除されうるスティグマとして機能してきた。このことから、療養所は単なる治療や、感染対策のための隔離施設ではなく、病気が完治してからもそこで暮らしていかなざるを得ない生活の場でもあった。こうした生活の場を整えていくために、入所者たちは自治会を立ち上げて相互扶助を行うとともに、国に対する要求活動を行ってきた。最終的にこうした活動は2001年の国家賠償請求訴訟の原告勝訴に結実し、国は施策の誤りを謝罪、ハンセン病元患者たちは尊厳を取り戻すとともに、療養所での安定した生活も約束されることとなった。

こうした国家賠償請求訴訟の裁判の中には、勝つか負けるかという特別なアリーナが存在していたことを指摘されている（蘭 2002）。裁判に勝つためにはさまざまな現実を捨象した特殊な「被害経験」が戦略的に選択・構築され、そこでは個人の多様な経験が見落とされる。ハンセン病の社会学はこれに対して、個人の多様な経験を残すという役割を担ってきた。

裁判を通じて形成された被害実態像を、細部を照射して三つに分類すれば以下ようになる。第一に国・療養所－ハンセン病患者の関係は「加害－被害の関係」である。第二にその被害には「強制収容と、完全な隔離」の施策が関わっていた。第三にこうした施策による「さまざまな被害に対しては、個人での対処を余儀なくされた」、というものだ。

一方でハンセン病の社会学は、この三つの被害実態像ではとらえきれない現実を以下のように描いてきた。第一に、彼らは必ずしも「受動的な被害者」ではなく、療養所の中において自治活動や歴史記述・保存を行う、主体的・能動的な存在でもあった（坂田 2012）。第二に、「強制隔離」とはいつても、それは社会との完全な断絶を指し示すわけではなかった。桑畑洋一郎（2013）は戦後復興期の沖縄における入所者たちの〈生活実践〉として、彼らが米軍基地に忍び込んで生活物資を調達するとともに、療養所の外に売ることによって生きるための資源を獲得していたことを指摘している。第三に、ハンセン病患者たちは差別や排除の現実に対抗するような「個人的実践」を行うのみならず、「集団的な実践」を行っていた。

こうした療養所内での集団的実践に着目して、有菌真代（2017）は、その中に暮らすハンセン病元患者たちにとっては療養所が外の社会に存在する差別から身を守る「砦」であるとともに、政治的实践をも行いうる当事者コミュニティを育む場でもあった事実を明らかにしている。入所者たちをそこに閉じ

込められた「不自由」な人びととしてではなく、むしろ療養所に「留まる」という選択を行う主体であるとするこの視点からは、療養所をより良くするとともに守っていかうとする集団的実践が浮かびあがってくる。一方で、ハンセン病療養所から退所することは、差別的な社会に飛び込むとともに、このように「砦」となり得る当事者コミュニティから離れることを意味するということになる。この解釈を裏付けるように、退所者に関する研究は、彼らがいかにスティグマを隠すパッシングをしてきたかを明らかにすることに注力してきた。蘭由岐子（[2004]2017）は退所者たちの社会での実践を『『ハンセン病』であったことを示す手がかりをだれにどこまで隠す（表す）のかをめぐる実践であった』（蘭[2004]2017：332）と述べるように、退所者が社会で暮らしていくに際した負担が検討の中心になってきた。

また、桑畑洋一郎（2013）はハンセン病療養所退所者が暮らしていく中で、彼らがこうしたパッシング実践によって「なんとかやってゆ」く様を明らかにしている。その中には、近所の病院ではなく病気に理解のある沖縄愛楽園まで車で3時間かけて通う退所者の実践が含まれる。加えて桑畑は、このような実践が退所者にとって大きな負担となること、しかし自身の病歴が明らかになることによって引き起こされかねない差別を避けるためにはそうせざるを得ないことも指摘している。

以上のようにハンセン病の社会学は、ハンセン病療養所入所者の集団的実践を照射してきた一方で、退所者の実践に関しては、その個人的実践を取り扱ってきた。しかし、国家賠償請求訴訟から20年余が経過する現在、退所者たちの一層の高齢化の中で、こうした状況はより複雑なものになっている。すなわち、退所者たちが個人で背負ってきた負担は高齢化によってもはや背負いきれないものへと変容してしまっている。つまり、もはや「なんとかやってゆ」くことは難しく、彼らが地域で暮らし続けることも難しくなり、療養所に戻らざるを得ない事態まで生じているのである。それゆえに今まさにこうした負担を乗り越えて、どのように地域で生き続けるかが問われているといえよう。

そこで、本報告では大阪府と沖縄県それぞれの退所者の会の成立過程と、それぞれの退所者の会が退所者にとってどのような機能を果たしていたのかを、インタビューデータから明らかにすることを目的とする。また、沖縄県で2022年に設置された沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会における退所者からの要望を通じて、現在退所者がどのような困難を抱えているのかを検討したうえで、退所者の会の機能がいま現在の退所者にとってどの程度の役割を果たしているのかも分析する。

文献

蘭由岐子，2002年，「差別をめぐる語りと『わたし』の位置取り——訴訟期ハンセン病療養所でのフィールドワークから」好井裕明・山田富明編著、『実践のフィールドワーク』せりか書房。

蘭由岐子，[2004]2017年，『『病いの経験』を聞き取る〔新版〕』生活書院。

有蘭真代，2017年，『ハンセン病療養所を生きる』世界思想社。

桑畑洋一郎，2013年，『ハンセン病患者の生活実践に関する研究』風間書房。

坂田勝彦，2012年，『ハンセン病患者の生活史——隔離経験を生きるということ』青弓社。

社会分析のための福祉社会学

高野 和良（九州大学）

福祉社会学会 20 周年記念事業として刊行された『福祉社会学文献ガイド』の「はじめに」でも述べたように、また、昨年の第 22 回大会における『福祉社会学文献ガイド』をめぐるテーマセッションでも議論されたように、1960 年代に刊行された『福祉社会学』（松原・副田 1966: i-ii）では、福祉社会学の対象となる社会福祉あるいは福祉自体の概念や対象が明確ではないとされ、福祉社会学固有の方法論も明確ではなく、各研究者間で学問的なアプローチが異なっていることなどから、学問体系の規定は難しいと指摘されていた。福祉社会学会が創設され 20 年以上が経過し、その歩みのなかでも、福祉社会学的な研究の広がりや、福祉社会学が社会学の一分野として受け入れられ、その存在感を高めてきていることは否定できないが、その背景には、福祉社会学としての何らかの理論や方法論が創造されてきたというよりも、急速な社会環境の変化に伴う福祉課題が多様化し、複雑化するなかで、それへの対応として社会的な分析が要請されてきたと考えた方が無理がないように思われる。

この間の社会変動として、ひとつには高齢化の進行によって要介護高齢者が増加する一方で、人口減少を背景に介護人材の不足が問題となり、少子化によって子育てなどにも関心が高まり、ケアという行為に多くの人々が向き合うことになったことが挙げられる。また、格差や貧困の問題が幅広い世代に広がっていることなど、様々な福祉的な課題に対して注目が集まるなかで、福祉社会学研究の蓄積が進んできたといえよう。さらに、何よりも急速に進む人口減少と、これに伴う家族（世帯）の極小化といった生活をめぐる構造的な変化が急激に進んでいることも大きい。こうしたなかで、やや逆説めくが、福祉社会学の対象や方法論が多様であったからこそ、様々な社会問題に対応し得てきたともいえるのではないだろうか。

さて、2003 年に福祉社会学会が創設され、その第 1 回大会時のシンポジウム「福祉社会学の日本的展開」では、ソーシャルポリシーやソーシャルワークなど、学際志向の強い研究アプローチを基盤にして福祉社会学を構想していくという方向性が示された。また、もうひとつのシンポジウムのテーマは「福祉社会学研究のフロンティア」であって、社会学の基礎理論や、家族や地域社会を対象とした社会学の研究成果を福祉研究に応用していく必要性が指摘された。これらの方向性は、前会長の平岡公一会員が会長講演のなかで指摘されているように、本学会の活動が本格化するにつれて、若手研究者を中心に会員が増え、学会大会での報告や学会誌の自由論文として発表されるなかで、多様な研究の潮流が生まれ、それらが交錯するなかで「独自」の視点と方法による研究成果が生み出されていく場として展開していったという評価につながる（平岡 2022: 6）。

この「独自の視点と方法」をどのように評価するのかは、なかなか難しい課題でもあるが、学会創設から 10 年後の福祉社会学会創設 10 周年記念シンポジウム「福祉社会学のアジェンダを問う」では、福祉社会学の理論とは何か、方法論上の特徴はいずこに求められるのか、あるいは、そうした問いはそもそも成立するのか、こうした点を学会創設から 10 年という節目で考えてみたいということで議論が展開された。コーディネーターであった杉岡直人会員と私は、学会創設 10 年での福祉社会学の到達点を確認する場としてのシンポジウムとなることを目指した。

シンポジウムでは、当時の学会会長であった三重野卓会員、平野寛弥会員、田淵六郎会員から発題を受け討論がなされ、福祉社会学研究の課題と展望が提示された。そこでは、三重野会員が「福祉社会学

原理」の必要性を指摘されていたが、さらに三重野先生の近著では、福祉社会学が科学として成り立つためには、理論、実証、規範科学（政策科学）が三位一体となることが望ましいと指摘されている。しかし、実際には包括的な理論は欠如しており、福祉問題についての個別的な理論、ないしは論理が並列している（三重野 2023: 232）とされている。三重野会員からみた科学としての福祉社会学はなお課題を抱えているという評価となるのではないか。

そして、10周年にあわせて、学会では10周年記念事業担当を設け、上記のシンポジウムを企画するとともに、福祉社会学会編『福祉社会学ハンドブック—現代を読み解く98の論点』（中央法規出版）（以下、ハンドブック）を刊行した。このハンドブックは、「福祉社会学の枠組み—理論と方法」、「福祉社会学の諸領域」、「福祉政策と実践」という3部で構成されている。その意図と構成の特徴として、福祉社会学の理論の例として福祉レジーム論、共生社会論、正義論、ニーズ論、社会的排除・包摂論、自己決定論、コミュニティ論などが取り上げられ、シティズンシップ、ジェンダー、クオリティ・オブ・ライフ、エンパワーメント、アドボカシー、障害学といった様々な対象へのアプローチが示されている。

また、個人・家族といったミクロから全体社会・国家にいたるマクロ領域、ライフコース、不平等、差別、階層、貧困といった福祉社会学が対象とする事象が幅広く示されている。さらに、福祉現象の多様性を念頭に学際的、政策科学的なアプローチの必要性が指摘されている。しかし、ここには「地域」をめぐる視点は明示的ではない。わずかにコミュニティ論という項目が立てられてはいるが、やや弱いといわざるを得ないであろう。

さらに、こうした枠組みは、20周年記念事業である『福祉社会学文献ガイド』（学文社）（以下、文献ガイド）でも踏襲された。文献ガイドをめぐるのは、昨年のテーマセッションでも様々な意見交換が行われたので、ここではこれ以上踏み込まないが、文献ガイドに収載された文献からも福祉社会学的な分析で用いられる理論と方法が多様であることが分かる。

これらをふまえて、隣接する社会福祉学などとは異なる、福祉社会学に期待される役割として、あらためて何が求められているのであろうか。福祉社会学としての理論（あるいは理論的研究）の弱さが指摘されており、こうした指摘にいかに対応していくのかを考えることも、もちろん進めていかななくてはならないが、その一方で、誤解を恐れずにいえば、理論研究の欠落自体が問題なのではなく、福祉社会学的な社会分析のために必要とされ、共有可能な分析視点を生み出していくことによって、理論化の手がかりともなり得る分析視点の蓄積がさらに必要とされているのではないだろうか。

そうした社会分析のために、どのような視点が求められているのであろうか。本報告では、時間分析の必要性、地域構造と生活構造分析との接続などといった視点を取り上げて考えてみたい。

文献

平岡公一，2022，「福祉社会学研究の動向と展望について」『福祉社会学研究』19：6。

松原治郎・副田義也共編，1966，『福祉社会学』川島書店。

三重野卓編著，2023，『シリーズ・現代社会学の継承と発展4 福祉と協働』ミネルヴァ書房。

高野和良編著，2022，『新・現代農山村の社会分析』学文社。

併存性障害を有する人の『(老い) 衰えゆくこと』を支える

―IARSAでのフィールドワークを通じた考察―

相良 翔(埼玉県立大学)

石橋 康(NPO法人 茨城依存症回復支援協会)

本報告の目的は、併存性障害を有する人々に対する支援施設における「(老い) 衰えゆくこと」(天田2010)を支える取り組みについて考察することである。

併存性障害とは、薬物依存症に加え、統合失調症、知的障害、広汎性発達障害などの精神障害を併せ持つ状態を指す。薬物依存症と診断された人のうち、50%から80%が併存性障害を有するとされており、その存在は少数ではない。民間の薬物依存症回復支援施設の一つであるダルク(Drug Addiction Rehabilitation Center)においても、以前から併存性障害を有するメンバーが一定数存在しており、支援のあり方が課題とされてきた。

日本国内の併存性障害に関する研究は、支援の枠組みの未整備や治療資源の不足に焦点を当てたものが多い。一方で、併存性障害を有する人々の支援のあり方を検討するには、当事者の生活世界に迫ることも必要である。こうした問題意識から、報告者(相良)は2021年より、茨城依存症回復支援協会(以下、IARSA)においてフィールドワークを実施している。

IARSAは茨城ダルクから派生した施設である。ある時期から茨城ダルクでは併存性障害を有するメンバーが増加し、入所期間の長期化などにより運営に大きな影響が生じた。たとえば、新規メンバーの受け入れが困難になる、茨城ダルクのプログラムが十分に浸透しない、共同生活においてトラブルが発生するなどの課題が顕在化した。その結果、併存性障害を有する人々の生活の場としてIARSAの立ち上げが検討され、2009年に茨城ダルク関係者・近隣の医療機関・地域住民による協議が始まり、2010年夏にNPO法人として運営が開始された。さらに、2011年には共同生活援助(グループホーム)事業所が開設され、2014年からは就労継続支援B型・自立訓練(生活訓練)の多機能型事業所としての運営が始まった。IARSAの創設は、併存性障害を有する人々の生存保障を目的としたものであった。

IARSAの実践は福祉社会学にとっても重要な示唆を含む。相良(2024)は、IARSAにおける支援のあり方について社会的な検討を行っている。スタッフの多くは、自ら薬物依存症の経験を有すると認識しており、薬物依存症という「同じ経験」がスタッフとメンバーを結びつける。一方で、併存性障害という「違う経験」によって両者の間にはギャップも生まれる。スタッフは「同じ経験」に基づいたピア・サポートを意識しながらも、「違う経験」に直面し困難を抱える。しかし、それを否定するのではなく、「違う経験」の中に「同じ経験」を見出すことで支援を続けていた。このような姿勢は、ピア・サポートの原理や社会関係の構築について示唆に富んでいる。

また、相良・青木(2024)は、IARSAのメンバーへのインタビュー調査を通じて、その生活世界の一端を描き出した。そこから、IARSAがメンバーにとって社会からのアジール(Asylum)となっていることが明らかとなった。多くのメンバーはIARSAに至るまでに様々な施設や地域を転々とし、ダルクに辿り着いたものの、生活が安定せず、最終的にIARSAへと移行していた。その不安定な生活歴と比較するかたちで、メンバーはIARSAでの穏やかな日常に安心を覚えていた。ただし、IARSAはDe Ruysscherら(2019)が論じたような「変化の場」としてのアジールだけではない。むしろ、「ただ静かに、安心して、その場を過ごす」ことを可能にする空間であり、併存性障害を有する人の生存を保障

する社会的に不可欠な場として位置づけられる。

IARSAのスタッフは、仲間同士の助け合いというピア・サポートの精神を踏まえつつ、メンバーが安心して生活できるよう模索している。メンバーもまた、不安や不満を抱えながらも、IARSAでの静かな時間に安心を見出している。しかし近年、新たな課題としてメンバーの高齢化が浮上している。開設当初から長期にわたり生活しているメンバーも多く、利用者の平均年齢は上昇傾向にある。

薬物依存症を有する人々の多くは、「(老い) 衰えゆくこと」の前に社会から排除されてきた。そうした中で、IARSAは「(老い) 衰えゆくこと」が可能となる場を社会にもたらした意義がある。しかし、それを維持することは容易ではなく、必ずしも望ましいものとも言い切れない。IARSAはもともと中間施設として機能することを想定していたが、退所後に地域生活へと移行できたメンバーは少なく、さまざまな障壁や課題が立ちはだかっている。

たとえば、メンバーが思い描く地域生活と実際とのギャップをどう調整するか、その過程で薬物依存症の側面にも配慮が必要である。また、生活訓練の段階でつまづくこともあれば、訓練ができて地域生活に応用できるかは不透明である。仮にすべての段階が順調であっても、社会福祉サービスや住居の確保がうまくいかないこともある。むしろ、そうした困難さがあったからこそ、IARSAの創設に至ったのである。

IARSAは当初からアジールを目指していたわけではなく、結果的にそのような存在となった。そしていま、そこでは「(老い) 衰えゆくこと」が静かに進行している。IARSAで過ごす時間は、静かで円環的な時間であり、安心と安全をもたらすが、身体の時間は直線的に流れ、それがメンバーに動揺を与える。こうした困難に対して、福祉社会学の視点から何を語りうるのか。

シンポジウム当日はIARSA施設長である石橋氏の話を交え、これまでのフィールドワークの結果から考察を述べる。

【参考文献】

天田城介, 2010, 『<老い衰えゆくこと>の社会学 [増補改訂版]』多賀出版。

De Ruysscher, C., Vanheule, S., & Vandevelde, S., 2019, “A place to be (me): A qualitative study on an alternative approach to treatment for persons with dual diagnosis.” *Drugs: Education, Prevention and Policy*, 26(1): 50–59.

相良翔, 2024, 「「同じ経験」と「違う経験」の狭間に臨むピア・サポート——更生保護施設および併存性障害者支援施設をフィールドとして」『現代社会学理論研究』18: 31–43.

相良翔・青木彩香, 2024, 「ある併存性障害者支援事業所における生活経験——併存性障害のある人のアジール？」福祉社会学会第22回大会(第5部会)報告原稿。

「民主的ケアの倫理」は何を包摂しないのか？

―他害・触法の障害支援から経験的・批判的に再考する―

樋口 拓朗（東京大学大学院）

ケアをめぐる倫理的な要請は、公的規範からの求めに応じるためにあるのか、それとも対面する他者からの呼びかけに応答するためにあるのか。本報告は、上記の問いを、障害ゆえの表現が社会的には他害行為や触法行為があるとみなされる人びと、言い換えれば、公的安全を毀損するとリスク視される人びとの、地域移行支援・地域生活支援に従事してきたケア者の立場から答えようとする。

近年、ケアの倫理の第二世代を牽引するジョアン・C. トロントが提唱する「フェミニスト的なケアの民主的倫理」(Tronto 2013) が注目を集める。トロントの議論は、1980年代初頭以来蓄積されてきたケア倫理議論の「転換点」であり「決定版」であるとの呼び声も高く、今後、この議論は主流のケア理解として受容されていくことが予想される。大きな前提として、報告者はケアワーカーとして働き、その社会経済的地位の改善を願う立場にあり、ケア者の公的位置付けを上昇させるトロントのケアの倫理を支持したい部分は多く、今後も多くのケア者から歓迎されていくだろう。しかしながら、報告者は、この議論の主張するところが今後のケア議論の主要な参照項となることには、一定の諦めを含みながらも、底知れない危機感を覚えている。この危機感は、報告者が主流とは異なる亜流のケア理解を抱くことによるもので、近年のケア倫理議論が広く支持されることを妨げるものではない。一方で、ここで示される「民主的ケアの倫理」が人口に膾炙されていく際に、亜流のケア理解から出された一定のノイズを残しておく必要を感じたために、本報告でその危機感について指摘しておきたい。

トロントは、最初の著書である『モラル・バウンダリー』(1993)において、それまで「道徳理論」として扱われることの多かったケアの倫理を「政治理論」に転換したとされる。ケアの倫理を私的な道徳にとどめず、公的な政治的理想として適用することを提唱し、ケアに基づく政治・社会制度の改変という広い政治的射程をケアの倫理に持たせる。20年後に著した『ケアリング・デモクラシー』(2013)においてトロントは、ジェンダー・階層・人種・地政・歴史的／地域的慣習等によって、ケア責任が政治的に不均等に配分される状況を問題視し、ケア責任を民主的に再配分することを政治的理想として掲げる。その政治的問いは、続く『ケアするのは誰か？(Who Cares?)』(2015)の表題に端的に象徴される。

注意をはらわなければならないが、ケア概念を政治的理想として適用するとき、次の二つの問いが政治的に成立するはずである。それは、「誰がケアするのか？」という問いと「誰をケアするのか？」という問いである。さらに注意しなければならないが、二つの問いは、物質的に両立困難な特質がある。「誰がケアするのか？」には、「ケア責任が不均等に偏ることなく民主的に配分する」ことが、「誰をケアするのか？」には、「ニーズを持つ者を普遍的にケアする」ことが、倫理的な模範解答としてある。しかしながら、ケア資源は有限なため、ケアすべきニーズとすべきでないニーズが政治的に線引きされたうえで資源配分が決定される事態が生じうる。例えば、公的安全を毀損するとリスク視される人々に対しては、あるいは、公共的討議を通じたうえで了解困難なニーズを持つとされる他者に対しては、ニーズを公的合意に即して曲解してケアするか、あるいは端的にニーズはないものとして認識せずにケアしない事態が考えられる(I don't care)。「誰がケアするのか?」、「誰をケアするのか?」、どちらに一義的に応答するかには、倫理的に重要な分岐点がある。本報告は後者への倫理的応答を第一義に置く立場にある。

一方で、トロントの著作群の主たる関心は、「誰がケアするのか?」に政治的に応答することに向けら

「地域を生きる／地域と生きる ―排除を前にして何ができるか―」

れており、ケア倫理の第二世代もトロントの関心と並行する潮流をたどった。この方向性が明確に示されるのが、ケアの倫理に基づく政治的理想を特定する場面である。トロントは、『モラル・バウンダリー』でケアの4つの倫理性を、「注視:caring about、責任:caring for、能力:competence、応答:responsiveness」として特定し、20年後に『ケアリング・デモクラシー』において、5つ目の倫理性として「共にケアすること:caring with」を追加した。「共にケアすること」を加えることで、トロントの議論の射程は、「ケアの倫理」から「フェミニスト的な民主的ケアの倫理」へと焦点が絞られる。これは重要な転換点である。というのも、倫理的に応答する対象の範囲に実は限定が与えられている。

注視が必要なのが、倫理の焦点が絞られる過程で、「ポリス」をめぐる言表が顕著に変化している点である。『モラル・バウンダリー』(1993)では、警察や軍隊がケアの一部であるかについて、言及するが明言はしなかったが、『ケアリング・デモクラシー』(2013)では、「世界を維持し、継続させ、修復する」という自身のケア定義にてらし、「『ポリス』とは、ケアワークの一種」であると明言する。

古代ギリシャの都市国家に由来するポリス(polis)は、集団や地域の秩序や治安、その規制や管理を含意したが、19世紀には、ポリスは犯罪に対する狭義の秩序やそれに対する戦いという軍事的な意味に解釈が狭められ、秩序に対する広範な権力という意味は薄れていった。翻ってポリスは、その原義まで遡れば「ケアワークの一種」であったことを確認するのである。ここでトロントが問題視するのは、ポリスが現在では「ジェンダー化」された権力となっている点、犯罪との戦いという「軍事化」された意味で解釈されている点である。つまり、ポリスから「男性化」と「軍事化」の色合いを脱色すれば、公的領域を保護し秩序を与えるものとして、公的空間のケアをポリスが担うことにトロントは肯定的な立場にある。したがって問題とされるのは、男性が公的領域の保護に徹することで与えられるケアのフリーパスとなる。そうして、『ケアリング・デモクラシー』最終章において、保護によるケア責任のフリーパスをいったん回収し、ケア責任を民主的に配分しなおすことで、男性化／軍事化されていたポリスの再配置を試みる。そして、「保護パスがなければ、市民は、軍隊や『国土安全保障』、警察と警察権、そして監獄システムが、ケアする業務であると理解することができる」というのである。

監獄は、懲役・禁錮・勾留によって受刑者の自由を強制的に制限する自由刑の執行を目的とした施設である。それをシステム化するのが国家であれ民主的市民であれ、監獄やポリスの中心には強制力があり、暴力の専制を要する。監獄やポリスによるケアによって、公的領域の安全ニーズは応えられるだろう。しかしながら、他害行為や触法行為を侵すとされる人々は、市民のセキュリティ確保のために公的領域の外へと、当人のニーズとは裏腹に非自発的に隔離収容される。監獄というシステムにケア(保護・規律・矯正)されると考えることは理論的に可能である。他方で、収監はリスク視される他者のリスクを回避し無害化した結果でもある。それは理論的に排除とみなしうる(樋口2021)。公的安全を毀損するとリスク視される他者の排除を含む点で、「フェミニスト的な民主的ケアの倫理」には限界がある。

本報告は、「民主的ケアの倫理」の限界の背景を指摘したうえで、別様の倫理を求める動きをとりあげる。歴史的事例として、1972年の優生保護法改正案の「胎児条項」をめぐるウーマン・リブと青い芝の会の正面衝突を、経験的事例として、他害・触法に問われる障害者の地域移行支援に進行形で従事する介助者と積みあげてきた議論の一部を扱う。最後に、「民主的ケアの倫理」が包摂しない他者に応答するものとして「アジールの倫理」を指摘すると同時にその不可能性を示し、「ケアの業」について触れる。

文献

Tronto, Joan C., 2013, *Caring Democracy: Markets, Equality, and Justice*, NYU Press.

樋口拓朗, 2021, 「アジール形成としてのケア」『言語・地域・文化研究』27:1-14.

つながりの中で生きる ―抱樸館北九州での支援を事例として―

稲月 正 (北九州市立大学)

本報告は、抱樸館北九州を拠点として行われている支援を事例として、かつて野宿状態にあった人たち（以下、自立者）の「地域を生きる／地域と生きる」かたちを考えることを目的とする。より具体的には、NPO 法人抱樸の互助会メンバー（自立者、ボランティア、遠方からの支援者、職員）と自立生活サポートセンター八幡の職員へのインタビューをもとに、自立者や支援者にとって「地域」の中で生きるとはどのようなことなのかを仮説的に提示してみたい。その中で排除に抗する「包摂」の形についても考えたい。

NPO 法人抱樸（以下、抱樸）は、北九州市を中心に生活困窮者支援を行っている団体である。1988年12月に北九州・日雇越冬実行委員会準備会が発足し、越冬実行委員会が野宿者にお弁当を配りながら住まいや生活の相談を受けることからその活動は始まった。2000年に NPO 法人（北九州ホームレス支援機構）となり、生活困窮状態にあるさまざまな人たちへの支援を行ってきた。活動の広がり背景に2014年に現在の名称になった。

そのなかで、互助会は抱樸ボランティア本部の互助会運営委員会が運営する活動である。前身は自立者による「なかまの会」で、世話人による自立者の訪問、イベントの企画、看取りや葬儀などを行っていた。その活動をベースに2014年にメンバーを支援者まで広げた会員制の互助会が発足した。なお、「なかまの会」の活動は今も存続しており、うち2名は互助会運営委員会のメンバー（1名は委員長）である。主な活動内容は、抱樸館北九州を拠点としたイベント（カフェ、誕生日会、バザー、カラオケ、卓球、囲碁・将棋など）、季節ごとの行事（お花見、そうめん流し、バスハイク、地区懇談会など）、炊き出しの際に配る衣類や物資の仕分けや地域清掃、互助会レターの発行（一人暮らしの自立者には安否確認も兼ねてなるべく世話人が手渡し）、お見舞い、互助会葬（故人を偲び思い出を語る）、偲ぶ会などである。

自立生活サポートセンター八幡（以下、八幡サポート）は、さまざまなかたちで抱樸とつながった人たちとの日常のつながりを継続しながら、生活の継続に必要な支援を提供し、人生の最期まで伴走する部署である。組織的には抱樸内の地域包括支援事業部のもとに置かれ、上記の互助会と連携しながら活動を展開している。主な活動内容は、見守り・安否確認（金銭管理、定期連絡や定期訪問など）、在宅生活のサポート（各種制度サービスへのつなぎや病院同行、家族との関わり支援、借金などのトラブル対応、住環境の調整など）、施設入居後のサポート、人生の最期を支える支援などである。

抱樸が行っている伴走支援は、奥田知志（抱樸理事長）が言う「問題解決型支援」と「伴走型支援（つながり続けること）」のセットとして概念化される（稲月 2022:32）。互助会、八幡サポートとも、両方の支援を展開しているが、ボランティア本部のもとにある互助会は「伴走型支援（つながり続けること）」に、地域包括支援事業部のもとにある八幡サポートは「問題解決型支援」に比重を置いているように思われる（ただし、八幡サポート職員が、「抱樸館の仕事は『日常系』。顔を見せる場、出会いの場。支援しようと思って関係性をつくったことってない。一緒にお茶を飲むのが仕事」と語っているように、両支援は不可分のセットとして意識されている）。

これらの活動の主な拠点は、抱樸館北九州である。この施設は、ボランティア本部や八幡サポートの事務所の他、「終の棲家」24室と路上から自立生活の橋渡しとなる「自立支援住宅」（入居期間半年）

「地域を生きる／地域と生きる ―排除を前にして何ができるか―」

6室, 食堂, デイサービスからなる。2013年9月に開所したが, その建設をめぐるのは, 地域住民からの建設反対運動があった。建設予定地には「住宅地に抱樸館建設絶対反対」「取り戻そう! 静かで安心して住める街」と書かれたのぼり旗が立った(もちろん, 活動を評価し, 激励する地域住民からの手紙や声もあった)。抱樸の理事長や専務らは建物の設計を変更し, 17回の住民説明会を開催した。「なかまの会」の世話人が住民説明会で話をしたこともあった。しかし, 地域住民の意見は変わらぬまま建設は行われた。町内会への入会もできていない(奥田 2016:21)。

このような経緯で開設した抱樸館北九州を拠点として活動する互助会と八幡サポートにかかわる人たちへのインタビューは現在も継続中である。現時点での, 冒頭の目的に示した「問い」に対する暫定的な「答え」は以下のようなものである。

まず, 自立者にとって「地域の中で生きる」とはどのようなことなのか。「地域」を生活圏(社会関係の束)と考えたとすれば, 自立者にとってのそれは, 家族や職場や自治会を核として同心円的に広がっていく社会関係の束ではないように思われる。自立者たちは(抱樸館建設の反対運動に示されたように), むしろそうした地域からは排除されてきた。本人を起点として抱樸, なかまの会, それ以外に自分で見つけ出していった場に関係のツルが伸びているようなイメージだ。(これは自立者に限らず, 都市的な生活構造, 社会関係のパターンとも言える。) ボランティア部の互助会担当の職員がつくった自立者の関係性のマップには, 「大事な友だち, 亡くなっているいるけど忘れがたいお母さん, この人連れてくれば『病院行く』って言うかな, それは野宿時代からつながっていたボランティアさんだったり, 野宿仲間だったりした人たちが書きこまれており, 「その人の生きている立体像みたいなのが」見えてくる。つながりのなかには(あることをきっかけに仲良くなった近所のおばちゃんから)「お花をもらって帰ってくる」といったものもある。職員は「抱樸館って, なかなか近所の人とつながりがなかったけど, そこで近所のおばちゃんと話をして, (花を)もらって帰ってくる。おいちゃんたち, なんかもっとあるんじゃないかなって思って」という。それらは, 中井久夫の「オリヅルラン型」のライフスタイルを思い起こさせる(中井 2011)。もちろん, 中井のモデルは「統合失調症圏の病を経験した人」が時間をかけて自ら探索した, 秘密の「前進基地」「橋頭堡」を示したものであり, 自立者の生活マップとは異なる。しかし, 同心円的な広がりではなく, 点と点を結ぶ線のつながりとして生活圏(「地域」)が形成されているところは共通するのではないか。こうした関係, つながりの中で自立者の地域での生活は展開されている。

そうだとすれば, 「包摂」のかたちも, 支援機関やサービスのコーディネートによる「問題解決」のシステムというふうに狭くとらえるべきではないだろう。中井の言うように「ツルの自然さをそこなう」ことなく, (傾聴というより)対話によっていろいろなつながりをつくっていくこと―「日常系」の対話的構築―が, 「問題解決」とともに, 「包摂」においても重要であると思われる。

文献

- 稲月正, 2022, 『伴走支援システム―生活困窮者の自立と参加包摂型の地域づくりに向けて』, 明石書店。
中井久夫, 2011, 『世に棲む患者』(中井久夫コレクション), 筑摩書房。
奥田知志, 2016, 「生活困窮者支援と地域創造―助けてと言える地域へ」『都市問題』Vol.107, No.5:20-25。

認知症とともに生きる場所について考える

―排除／包摂の二項対立を超えて―

浮ヶ谷 幸代（自治医科大学客員研究員）

本報告は、現代の日本で認知症を抱える人が地域で生きていく場所について、排除/包摂という切り口から考えることを目指す。

本多敏明は、排除とは高度に機能分化した現代社会でその都度のコミュニケーションに参加できない、あるいはその手段を奪われてしまうことであるとする。そして、排除された人を再包摂するのが社会福祉の機能であるという。しかし、本多も指摘するように、社会生活における役割や機能性を前提にすると排除/包摂の次元からこぼれてしまう人たちがいる（本多 2024）。認知症を持つ人の生を捉えるために、本多の「存在の次元」という側面を加味しつつ、本報告では認知症本人と周囲の人、地域との関係性によって作られる、本人が生きている日常の場から捉えることにする。

人類学における社会的排除という概念は、単に貧困状態にあるというだけではなく、個人の主体的な権利をはく奪された状態や社会的孤立の状態となっている人（障がい者・高齢者・ホームレス・移民・難民・先住民など）が抱える問題から生まれた。対象者は社会福祉の文脈では、地域社会・国家・地方行政・組織の中で支援を受ける人であるが、包摂社会の制度や家族、支援に関わる人びととの葛藤や対立、協働する現場から立ち上がる状況は排除/包摂というカテゴリーに振り分けることはできない。国家や市場の力が及ぶ社会で、排除された人たちのための医療機関や福祉施設は、その困難に対処し人間性を回復することを目的としているが、包摂を目的とした場が排除された人びとを再び留めおく場に転換している現実もある。排除と包摂は多層的で多様な形で現れ、相互に絡みあいながら展開している（内藤 2014）。本報告は、排除と包摂が入れ込み重なる状況を捉えるために、排除から包摂へという一元的な思考を改めて問うことになる。

エピソードに登場するTさんのことを知るために、簡単に認知症の医学的に説明をしておく。認知症とは「認知領域（①記憶、②実行機能、③注意、④言語、⑤社会的認知及び判断、⑥精神運動速度、⑦視覚認知または視空間認知）のうち2つ以上が以前のレベルから低下している」（ICD-11）と定義され、これを中核症状と呼ぶ。実際、日常生活で問題となるのは、症状、幻覚、妄想、抑うつ、意欲低下などの精神症状と、徘徊、興奮などの行動異常などの周辺症状（BPSD）である（健康長寿ネット 2019）。認知症は、本人と周囲の人たちとの関係や地域で生じる問題行動によってイメージが作られるため、地域社会や家族関係において認知症は忌避や恐怖の対象になりやすい。しかし、日本での有病率（65歳以上）は2025年に20.0%とされ、2040年に24.6%となると想定されるように（認知症意見交換資料-2）、15年後には4人に1人になり得る病気である。認知症を持つ人が忌避や恐怖、排除の対象にならず、地域社会で安心できる日常生活を送る方法を模索する必要がある。

本報告では、北海道えりも町で起こった一つのエピソードを紹介し、認知症を持つ本人と関わる人（スタッフ、行政、地域住民）との関係の中で見えてくる、制度、行政、社会的スティグマ（偏見）に関する認識と行動を通して、排除と包摂という二項対立の無効性を議論し、その先にどのような可能性があるのかを考察する。登場する当事者はTさん（70代、女性）である。Tさんはえりも町で長年夫婦二人暮らしをしてきた。数年前に夫婦で認知症の疑いがあり、町役場からの連絡で小規模多機能型ホームいりろりがT家にかかわることになる。Tさんにはコミュニケーション力があることから、いりろりに来る見学者への案内係として動いてもらう。いよいよ夫が自宅で暮らすのは難しいということで施設に入るが、

「地域を生きる／地域と生きる ―排除を前にして何ができるか―」

Tさんはいろいろを利用しながら自宅での一人暮らしを選択した。

Tさんがえりも町を去るまでのおよそ半年間のプロセスを以下に再構成する（いろいろの記録とインタビューから）。2024年4月頃から、自宅に帰ることができない、コンビニで支払いができない、バスに無賃乗車する等の困りごとや苦情が寄せられた。一方、食事や入浴、掃除は自分でできる、会話力はあるので、スタッフは現金を持たせること、そしてドライブや会食などで一緒に過ごすことを確認する。その後、認知症は進行し、夜間外出、バス停に来る、コンビニで支払いができない、工事現場へ出入りする等の問題行動が起これ、役場や警察から厳重に注意される。「在宅生活の限界」という声もあり、施設入所のタイミングをはかり、帯広市のサ高住（鍵がかかる）の入居を検討しつつ、Tさん自身は穏やかで安心している状態で9月中旬にサ高住に入居した。行政や警察から問題行動としての報告が増える、原因と責任、その対処を本人といろいろが求められるようになる。8月に入り、警察から「いつまでこのままにしておくんだ。我々は彼女の脅威から町民を守る役目がある」との声があり、スタッフは問題が起こるたびに行政や警察から呼び出され、その批判的な言動に傷ついていく。いろいろでは「謝らない」ことを確認するが、認知症者に対する警察・行政の無理解・非協力という態度を目の当たりにし、認知症者が地域から排除される構図が作られていくプロセスを知ることとなる。他方、えりも町では町立の特養のデイサービスではなくいろいろを利用したい高齢者が増えているという（2025年3月現在）。

21世紀になり、WHOは認知症者の増大を予測し「認知症に優しいコミュニティ（DFC）」という概念を提示した。DFCの目的は「①認知症に対する社会的スティグマを減らし、気づきを促し、②認知症とともに生きる人びとが自分自身の生活や生き方を決定できる権利を与えることを目指す」（ADI）とされる。現在、120ヶ国がADIに属し、日本でも京都で「DFCサミット」（2019年）が開催された。さらに、2023年厚生労働省は「共生社会の実現を推進するための認知症基本法について」を掲げ、認知症本人と国民すべての「人格と個性の尊重し支え合う社会」（共生社会）を謳い、国と地方公共団体とが一体となって取り組むことを明記した。ADIや基本法では、取り組みの主体は認知症本人と家族、ケアパートナー（専門家、地域住民）であるとされ、これはいろいろの方針と合致する。しかし、えりも町を始めとして全国の地域毎の慣習や住民の認識、ケアシステムの地域差等により、DFCの実現に問題は山積みである。えりも町行政や住民はどこに向かうのか。高齢者本人の選択が地域を変えていくのか。

本報告では、ローカルな一地域における認知症に対する警察と役場の認識や態度、行動と、そうした状況に抗い、認知症者が地域で暮らすために何ができるかと問い、悪戦苦闘するスタッフの言動から、排除と包摂との関係、その二項対立を超えていく可能性、そして「認知症とともに生きる場所はどこか」についてともに考えてみたい。

本多敏明, 2024, 『「排除」の構造とコミュニケーション論的「包摂」』 風鳴社。

内藤直樹, 2014, 『社会的包摂／排除』 現象への人類学的アプローチ」内藤直樹・山北輝裕編『社会的包摂／排除の人類学 開発・難民・福祉』 昭和堂。

- ・ [001119099 認知症基本法 \(1\).pdf](#) 2025/04/05access.
- ・ 認知症診断基準（WHO） [231201ninchishou3-ivent.pdf](#) 2025/04/16access.
- ・ [認知症の周辺症状 | 健康長寿ネット](#) 2025/04/08access.
- ・ 認知症有症率割合（意見交換資料-2 参考1） [001088515.pdf](#) 2025/04/07access

